

# 長野県個人情報保護条例 の改正に関する意見書

平成16年5月21日

長野県個人情報保護審査会

## はじめに

### 1 改正に至る背景事情

昨年5月、国会において個人情報保護関連5法案（「個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」「情報公開・個人情報保護審査会設置法」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、これによって民間・行政における国レベルでの個人情報保護に関する基本的枠組みが明確になったと言ってよいであろう。しかし、上記法案の内容については個人情報保護の観点から不十分な点が多々あり、衆参両議院ではともに詳細な附帯決議をつけて法案を成立させたという経緯がある。本制度は、むしろここを出発点として改善が予定されているものと理解できる。

長野県では、平成3年3月14日に長野県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を公布し、その後、部分的な改正を行い、今日に至っている。個人情報保護制度の制定という点で長野県をはじめ多くの地方自治体が国に先行しており、その実績を通じて地方自治体は徐々にではあるが個人情報保護の重要性を強く実感するようになってきている。しかし、それでも行政実務の現場においては、個人情報保護が十分に実践されているという状況ではない。長野県においても県庁自らが県内市町村に対して自衛官応募適齢者リストを自衛隊地方連絡会に提出するよう働きかけたり、高校が在学生の大学合格情報を本人に知らせることなく受験予備校に有償無償で渡していたりするなど、個人の権利利益に反する行為が長年にわたって行われていた事実が発覚しているが、本制度の存在にもかかわらず、こうした不適正な個人情報の取扱いを抑制し、是正する動きは行政内部においてみることはできない（問題の所在すら認識できない場合がある。）。

問題はそれだけではない。ここ3、4年のコンピュータ及びITの普及は爆発的に伸びており、あらゆる生活場面にこうした技術が導入され、情報や技術の量においても質においてもわたしたち個人、生活、社会に大きな影響を与えている。多くの人々がパソコン、携帯電話などによって日常的に大量の情報を扱うようになり、ITが人々の日常生活の利便性を高める手段として広く使用され、それによって人々の生活は著しく便利になった一方で、そこで流通する個人情報はほとんど無制限に収集され、蓄積され、本人の知らないところで利用されるという事態が生じている。

人の個人情報は、人の人格そのものであり、本来その人のものである。本人の手を離れて流通し、取り扱われる個人情報を規律し、またかかる個人情報への本人の権利を確立するのでなければ、現代の社会において人は人格を保持できないのである。こうしたことが続くのであれば、今日及びこれからの社会は確実にプライバシー喪失社会＝相互監視社会に向かって行くであろう。現行条例の今回の見直しは、こうした事態を重く受け止め、国において個人情報保護関連5法案が成立したということを出発点として、改めて、県民をはじめとした一人ひとりの権利利益を個人の尊重の理念の下に保護し、権利保障をもって任じる県のすべての機関を個人情報の取り扱いの観点で再生、再出発させる試みである。

### 2 当審査会が検討に際して配慮した点

当審査会では、現行条例の改正について意見書を提出するにあたって、3つの点を強く意識して検討した。（1）自己情報コントロール権の充実、（2）個人情報の適正な管理、（3）実施機関

の現実的な対応可能性、である。

## **(1) 自己情報コントロール権の充実**

個人情報保護制度は個人情報の取扱いを規律するとともに、個人情報に対する本人の権利を定めるものであるが、価値原理としては個人の尊重（日本国憲法第13条）から導かれるプライバシー権ないし自己情報コントロール権をこうした二つの側面から十分に保障しようとするものである。

個人情報は、社会生活において、ときに本人から提供され、様々な場面で収集され利用される側面を持つものである。それだけに社会生活においてこうした個人情報によって描かれる個人の「像」はときとして本人の実像より重きを置かれることすらある。個人が、社会生活においてほんとうに精神的にも自由であるためには、こうした個人情報への本人のアクセス権が極力保障されるものとなっていなければならない。

もちろん、報道機関の取材・報道や犯罪捜査など一律に扱うことができない分野があることは認めなければならないが、その場合も、個人情報が人格権に由来するものであることに思いを致し、いかに調和させることができるかということを検討した。

また、自己情報コントロール権は個人の権利として位置付けられるものであるが、その権利が行使されることは個人の利益のみならず、実施機関にとっての利益にもつながる。例えば、訂正請求についてみると、正確な情報に基づいて業務を行うべきところを誤った情報で業務を行っていたとすれば、そのことは実施機関の業務にとってもマイナスなのである。利用中止請求は、収集制限等の違反によりなされるものであるが、しばしば他の個人情報も同様に扱われていることから、一人の中止請求により業務単位での違法を発見できることもある。このように個人の権利行使が、実施機関による個人情報の適正管理を補強する側面があることも認識しておくべきである。

## **(2) 個人情報の適正な管理 収集目的への一致の原則の強化**

自己情報コントロール権を上記のように位置付けるとしても、個人情報の取扱いは、本人の手から離れて、しかも行政機関の内部の事柄として処理されていることが多く、実際にはだれもが個人情報保護条例上の諸権利を日常的に行使することはあり得ないし、またできるものでもない。

こうした個人情報と個人情報の取扱いの性質に鑑みると、むしろ大切なことは、個人情報がきちんとコントロールされているという安心感を個人が持てる規律と体制で、実施機関において適正に管理、取扱いがなされていることである。特に行政機関については民間の場合と違って代替性がなく、人々が預け先を選ぶことができない条件の下で個人情報を預かっているという特殊事情も考慮すると、適正な管理に関する責任は特に重いと考えるべきである。

さらに、適正な管理は単なるスローガンではなく、制度的なものにしたいと考えた。そのために、個人情報保護の原則にとって最も大切な「収集目的への一致の原則」を強化し、さらに、個人情報の本人が十分に手を及ぼすことのできない行政の個人情報の取扱いについて、この原則の下、従来の救済のための個人情報保護審査会とは別に、個人情報保護運営審議会を設け、個人情報の取扱いの要所で事前に意見を聴くという制度の設計を行い、個人情報の恣意的な利用を排除しようとしたものである。

### (3) 実施機関の現実的な対応可能性

以上のような考え方で改正内容の検討を行ったとしても、実施機関の実情を踏まえたものでなければ、意見書を作成したものの自己満足で終わる。実情に迎合した改正では改善にならないが、実情に合わない改正では実行されない。

当審査会では、改正案の検討にあたっては現行条例の運用状況がどのようになっているかを確認し、また、改正案として委員の間から出た意見が制度になったとき、実施機関において実行可能かどうかを検証し、当審査会の改正案が実施機関にとって著しく不合理なものにならないよう相当の配慮をした。

長野県警察本部については、長野県公安委員会及び長野県警察本部長が個人情報保護条例の実施機関になることを想定して7回にわたる意見交換を行ったが、これはまさにこれらが実施機関になったときの、個人情報保護条例の求める個人情報保護に関する原則と、犯罪捜査などの極めて公共性の高い警察業務の間の現実的な調整という観点で行われた。

条文に近い形で提案することにしたのも、条文は多少の文言の違いでもかなり意味内容が変わってしまうことがあるので、条例改正案を作成する知事及び担当課に当審査会の意見が正確に伝わるようにしたかったからである。

## 3 審議の経過

長野県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、昨年12月15日、長野県知事から、現行条例の改正に関する意見書提出の依頼を受けた。

審査会では、以下の日程で現行条例の改正について検討した。「非公開」は事務打合せ(平成15年12月15日)、意見書案作成作業(5月7日、同月17日)が主な内容であった。

平成15年	12月15日	東京開催(非公開)	
	12月22日	長野(公開)	
平成16年	1月6日	長野(公開)	
	1月8日	長野(公開)	第1回県警意見交換
	1月17日	下諏訪町(公開)	第2回県警意見交換
	2月3日	長野(公開)	
	2月12日	長野(公開)	
	2月27日	長野(公開)	第3回県警意見交換 中間報告提出
	3月19日	長野(公開)	
	4月12日	長野(公開)	第4回県警意見交換
	4月19日	長野(公開)	
	4月27日	長野(公開)	第5回県警意見交換
	5月7日	東京(非公開)	第6回県警意見交換
	5月12日	長野(公開)	
	5月17日	東京(非公開)	第7回県警意見交換

条例改正に関する議論は、1回の審査会で3時間ないし7、8時間に及んだ。延べ時間は100時間を超えたであろうし、議論のための準備や整理に委員が要した時間を加えると200時間を遙かに超えた。長野県警察本部の事情説明と意見交換だけでも20時間前後には及んでおり、極めて

充実していた。

#### **4 主な検討項目**

当審査会が検討した主な項目は、目的、実施機関の拡大、個人情報取扱事務登録簿、収集制限、安全性の確保、利用・提供の制限、オンライン結合の制限、指定管理・委託、非開示事由、裁量的開示、存否応答拒否、拒否処分に関する理由の提示、第三者保護の手続、利用中止請求権、個人情報保護審査会の機能の特化、個人情報保護運営審議会の新設、罰則、であり、それぞれについては意見書の本文で詳しく説明している。

以上で取り上げていない現行条例の条文については、それらの規定が個人情報保護にとって重要ではないということではない。現行条例の規定及びその解釈運用について特に修正すべき点がないものについては、特に指摘しないこととしたものである。

#### **5 当審査会の希望**

当審査会としては、この意見書の内容が全面的に現行条例の改正に反映されることを強く希望する。

また、それだけでなく、長野県庁全職員を対象とする実効性のある研修の実行を強く希望するものである。職員全体の意識改革と意識的な運用の改善なしにはどのような条例を作っても個人情報は保護されず、実効性に欠けるからである。現行条例の一層の実行とともに、現行条例が改正を受けて、より一層の個人情報保護に全庁を挙げて取り組むことを期待したい。

## 第1 目的

この条例は、日本国憲法第13条の個人の尊重の理念に基づき、県の機関が保有する個人情報に対する本人の開示、訂正及び利用中止を求める権利等を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

個人情報保護制度によって保護される個人の権利利益は、日本国憲法の定める基本的人権としての人格権（日本国憲法第13条）に由来するものである。

現代社会においては、情報によって描かれる自分を有効にコントロールすることで自己の人格を保つことができると考えられることから、行政機関をはじめとして社会に保有されている自己情報への本人のアクセスとコントロールの権利（自己情報コントロール権）が具体的に保障されなければならない。

また、個人は自らの手を離れてなされる個人情報の取扱いすべてを請求権によりコントロールすることはできないことから、あわせて個人情報を保有するものに個人情報保護のルールに則った個人情報の適正な取扱いを義務付けることが個人の尊重の理念から不可欠であるといえる。

こうした意義を踏まえ、目的規定において、この権利がかかる憲法上の権利に基づくことを明確にし、個人情報に対して本人が有する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保について定めることが適当である。

なお、本人の権利として、行政機関が保有する本人情報の開示請求権のみならず、訂正、利用中止も憲法上の人格権（自己情報コントロール権）に由来する権利であると考えられるから、今回の改正において、これら訂正、利用中止も権利性を有することを明確にする等の改正を行うのが適当である。

#### 2 改正内容の説明

##### （1）憲法上の権利であることの明確化

現行条例では、個人情報保護に関する個人の権利が、条例によって創設されたものなのか、あるいは憲法上の権利に由来するのか、位置付けが明確ではない。個人情報は本来個人のものであり、また個人の人格そのものであって、個人情報保護に関する権利は日本国憲法13条の個人の尊重に由来すると考えられる。そこで、そのことを条文上明確にするのが適当である。

##### （2）本人の権利の総合的な保障と明確化

個人情報に対する本人の権利をトータルに示す必要がある。現行条例では、個人情報に対する本人の権利について、開示と訂正の各権利を規定するにとどまっていたが、個人情報の取扱いが個人の権利利益に大きな影響を及ぼすことから、本意見書では、あわせて、申出にとどまっていた利用中止を請求権と位置付けることとした。そのことに対応して、目的規定でも利用中止に言及することが適当である。

なお、現代社会において個人情報が行政機関によって集中的に管理されている状況を踏まえ、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求していく側面を重視して、いわゆる自己情報

コントロール権という概念が近時提唱されている。本意見書の改正案では、自己情報コントロール権という文言を明記しなかったものの、同概念を否定する趣旨ではない。行政機関が保有している自分の記録情報の開示、訂正、利用中止を請求する権利は、自己情報コントロール権の具体的な内容であり、これらすべてを権利として認めることはまさしく自己情報コントロール権の保障を意味するのである。

### (3) 個人情報の集積と適正な取扱いの確保

現行条例には「個人情報の集積及び利用の拡大にかんがみ」という文言が含まれているが、改正により削除するのが適当である。確かに、コンピューターの発達に伴う個人情報の集積及び利用の拡大によって個人情報が侵害される危険性は格段に高まっているものの、他方、一個人の病歴等、集積していなくても強く保護されるべき個人情報は存する。そこで、同文言によって、かえって保護範囲が狭まるような解釈が導かれる事態を回避する趣旨から、条文には含めないのが適当である。

これに対して、個人情報の収集から始まる個人情報の適正な取扱いについて言及することは重要である。本人には、自己の個人情報に対して、開示、訂正及び中止の請求権があるとしても、自らの手を離れてなされる個人情報の取扱いをすべて、また常にコントロールすることはできない。個人情報に本人がコントロールを及ぼすことが、個人の権利利益にとって重要であることを考えると、個人情報を保有するものに、個人の尊重の理念の下、個人情報の適正な管理を義務付けるしくみであることを明示することは重要であろう。

## 第2 定義

### 1 議会、公安委員会、警察本部長

実施機関に議会、公安委員会、警察本部長を加える。

[説明]

#### 1 改正の方向性及び趣旨

##### (1) 議会、公安委員会、警察本部長を実施機関に加えることについて

現行条例では、議会、公安委員会、警察本部長は実施機関になっていない。

公安委員会及び警察本部長(以下「県警等」という。)については、その業務の特殊性から全国的な斉一性が求められることなどから、順次制定されていった都道府県の個人情報保護条例では、すべて実施機関から除外されてきた経緯がある。しかしながら、県警等が取り扱う個人情報は膨大であり、その適正な取扱いについては条例の実施機関にならずとも当然に要請されてきたところである。

昨今、すべての都道府県が個人情報保護条例を制定し、また行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)がすべての行政機関を同法の対象にしたことから、県警等を実施機関に加えることの障害はすでにないものと考えられる。したがって、県警等を実施機関に加えることが適当である。

また、議会についても現行条例は実施機関としていないが、議会においても個人情報を取り扱うことから、個人情報保護措置については他の実施機関と同様のものが要請されており、実施機関に加えることが適当である。

##### (2) 議会

実施機関に含めた議会とは、県議会事務局を指す。議会の議長は、議会の事務を統理する者として(地方自治法104条)議会事務局の事務を処理する最高責任者の立場にあり、個人情報保護条例の運用に関して責任を有することになる。議会事務局でも県民の個人情報が取り扱われており、その適正な取扱いや本人からの開示請求権等の保障は当然に要請されている。

##### (3) 公安委員会、警察本部長

県警等では、業務の性格上、犯罪捜査等を行う中でデリケートな個人情報を大量かつ日常的に収集、管理、利用しており、そこで取り扱われている個人情報については保護の必要性が極めて高い。このような県警等の個人情報取扱いは、県民の日常生活に直結する公共安全と秩序の維持を目的とし、公共性が極めて高いことを背景としている。しかし、より県民から信頼される組織であるためにも、実施機関に加わることが必要不可欠である。

しかしながら、犯罪捜査の密行性など警察業務の特殊性から、個人情報保護制度の適用にあたっては警察について一定の例外を認める必要性があるのは確かであるが、業務に支障が生じない場合等にまで例外が拡大されると、実施機関に加えたことの実効性が失われることになる。両者についてどのように調整を行うかについては、本意見書では個人情報取扱事務登録制度、収集制限、利用・提供制限などで個別に検討し言及する。



## 2 個人情報ファイルの定義の削除

個人情報ファイル（記録情報であって、一定の事務を行うために特定の基準に従って整理された個人情報の集合物をいう。）の定義を削除する。

[説明]

### 1 改正の方向性及び趣旨

従来の定義規定では、「個人情報ファイル」の定義を置いていたが、これは、現行条例第4条で個人情報ファイル簿の登録制度を設けていたことによる。しかし、登録簿の作成及び閲覧の単位を「個人情報ファイル」から「個人情報取扱事務」に変更したこと、「個人情報取扱事務」の定義は第3に置いていることから、「個人情報ファイル」の定義を削除した。

### 第3 個人情報の取扱いの登録

#### 1 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧

1 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次の各号に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報収集の目的及び収集の根拠
- (3) 個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報の利用・提供方法、及び目的外利用・提供がなされている場合の利用部署または提供先、目的外利用・提供の根拠
- (7) 個人情報取扱事務において使用される公文書の名称及び記録項目の内容
- (8) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (9) その他実施機関の定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項各号について別に規則で定める基準に基づいて記載することで、捜査及び調査等の事実、内容、対象を特定人又は一般に推知させるなど、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行、その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるときは、前項の記載事項について簡略な方法で記載をすることができる。

#### [ 説明 ]

##### 1 改正の方向性

(1) 県実施機関における個人情報の保有状況を、県民に対して、また広く明らかにすることは、条例に規定された請求権を個人が行使することを容易にし、また個人情報が適正に取り扱われているかどうかを検証するために不可欠なことである。現行条例は、「個人情報ファイル簿」を作成し一般の閲覧に供する形で、この要請に込んでいる。しかしながら、条例が、「個人情報ファイル簿」を、「一定の事務を行うために特定の基準に従って整理された個人情報の集合物」（2条6号）としており、一律広範に同じ態様で収集され、体系的に構築された個人情報に当たらない限り「個人情報ファイル簿」に登載されず、したがって、個人がこのファイル簿によって検索できるのは、県が取り扱う個人情報全体に比して限定されたものとなっている。

(2) また、現行条例では、個人情報本人の請求権を開示及び訂正の請求権とし、「抹消及び利用・提供中止」については申出にとどめているが、本意見書では、個人本人の権利を、個人情報に対する本人のコントロール権をトータルに保障する観点から、これらについても請求権として保障することを提案している（第16参照）。こうした権利を個人が十分に行使するためには、一定の事務の単位で、個人情報がどのように取り扱われているかについて、その全体を本人が了知できるような仕組みを整えるべきである。

さらに、本条例によって課された実施機関の個人情報の管理及び取扱いにおける適正性の確保は、本意見書の目的規定のところでも示したように、日本国憲法13条の理念に沿うものとしてなされなければならない。そのために、本人に自己情報をコントロールするための諸請求権を保障するのはもとより、本人から離れてなされる県の実施機関による個人情報の取扱いを適正なものとするしくみを別に整える必要がある。そのためには、個人情報の取扱いが一定の事務としてなされている場合には、やはりその事務を単位として個人情報の取扱いを検証可能なものとして記録される必要がある。

(3) 現行の「個人情報ファイル簿」は、ファイル単位で個人情報の所在と取扱いを示すものとなっているが、その対象が限定されているということに加えて、それが一定の個人情報取扱事務の中でどのように関連付けられているのかを必ずしも明確に示すものではないことから、以上をふまえ、本意見書においては、一定の個人情報の取扱いの事務を基準とした「個人情報取扱事務登録簿」のしくみを提案し、その作成と一般の閲覧に供することを義務付けた。

個人情報取扱事務登録簿は、本人の自己情報のコントロールのための諸請求権の行使の便宜のためのものであるにとどまらず、別に個人情報の適正な取扱いを確保するためのものでもあることから、個人情報取扱事務である以上、明らかに不開示事由に該当し本人に開示されない個人情報を取り扱う事務についても、それが個人情報取扱事務である限りは、その登録がなされなければならない(なお、個人情報取扱事務とは、一定単位の個人情報を反復継続的に取り扱う事務とすることができる。したがって、個別特定の個人を単位とするものではないし、具体の記録情報の取扱いが逐一記載されるものでもない。)

ただし、実施機関が行う個人情報取扱事務の中には、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行、その他の公共安全と秩序の維持の点で、厳密な記載がなされると、例えば、捜査及び調査等の事実、内容、対象を特定人又は一般に推知させるなど、その事務に支障が生じるおそれのある場合があることから、こうした場合には、個人情報取扱事務として登録を行うとしても、記載方法について十分な配慮がなされるべきである。

## 2 改正内容の説明

実施機関が事務を実施するに際して、個人の氏名、生年月日などの記述、あるいは個人別に付された番号、記号などから特定の個人が検索可能な状態で個人情報が記録されている公文書を使用する場合に、その事務を「個人情報取扱事務」として、登録簿に記載し、例外なく一般の閲覧に供しようというものである。従来のファイル単位の登録簿と異なる。

登録簿には、個人情報の収集、利用等の取扱いを単位とする「個人情報取扱事務の名称」、個人情報の取扱いの規律の要となる「個人情報収集の目的」とその「根拠」、その事務で「対象とされる個人の範囲」、その事務を「所管する組織」、本人外収集であるか否か等を示す「個人情報の収集方法」、個人情報の取扱いにとって例外的な「目的外利用、目的外提供の根拠」や「利用、提供先」、その事務で使用される「公文書の名称」や「記録項目」などが記載される。

個人情報取扱事務登録簿の記載事項の中には、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行、その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報の取扱いと関わって、これを厳密に記載した場合、捜査及び調査等の事実、内容、対象を特定人又は一般に推知させるなどの支障が生じるおそれがあると認められることから、こうした記載項目については、かかる支障を回避するために簡略な方法で記載することができるとした。

## 2 個人情報取扱事務登録簿への記載と個人情報保護運営審議会

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について1項各号に掲げる事項を登録簿に記載しなければならない。登録簿に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、あらかじめ、登録簿に記載することができないときは、その理由がやんだ後に記載することができる。

5 実施機関は、個人情報取扱事務をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務についての記載を登録簿から抹消しなければならない。

6 実施機関は、3ないし5項の規定により、個人情報取扱事務について登録簿に記載し、変更し又は抹消したときは、その内容を個人情報保護運営審議会に報告しなければならない。この場合において、個人情報保護運営審議会はその内容について意見を述べることができる。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

個人が、自己情報のコントロールのための諸請求権を有効に行使し、実施機関が、個人の権利に一致する方法で、個人情報の適正な管理を確保するためには、個人情報取扱事務登録簿において個人情報の取扱いが正確に反映される必要がある。そのためには、実施機関に、個人情報取扱事務の開始、変更、廃止の時点で、個人情報取扱事務登録簿への記載、変更又は抹消を義務付ける必要がある。また、こうした個人情報取扱事務登録簿の記載の正確性を担保するためには、これらの各時点で別に定める個人情報保護運営審議会が関与をするしくみを設けることが適当である。

#### 2 改正内容の説明

実施機関は、個人情報取扱事務を開始するに際して、あらかじめ個人情報取扱事務登録簿に前項で定める記載事項を記載することで当該事務の登録を行い、変更する場合には、同様に記載事項にそのことを反映することとした。また個人情報取扱事務を廃止する場合には、遅滞なく登録簿から抹消しなければならないとした。

さらに、個人情報取扱事務登録簿への記載内容の追加、変更、抹消は、個人情報の取扱いを反映させるものであることから、こうした取扱いが適正になされているかどうかを担保するために、記載、変更、抹消に際して、個人情報保護運営審議会に報告を義務付けるしくみとした。その際、運営審議会は、個人情報の取扱い及び個人情報取扱事務登録簿の記載等についてあわせて意見を述べるができることとした。

## 第4 収集の制限

### 1 収集目的の事前明確化

1 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌事務の範囲内で、個人情報の収集目的をあらかじめ明確にし、当該収集目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

[説明]

#### 1 改正の方向性

県実施機関の個人情報の取扱いに個人が信頼感を寄せ、もって個人の尊重を理念とした事務がなされるためには、個人情報の取扱いが、収集に際してあらかじめ本人に示された「収集目的」に沿ったものであるかどうかを鍵となる。

ひとたび、この「収集目的」をはずれて個人情報が利用され、提供される場合には、人は自己の情報へのコントロールを失い、自らの人格の一部ともいえる個人情報の取扱いに危惧の念を抱くようになる。実施機関が個人情報を取り扱う際には、この「収集目的」への一致の原則に従うとともに、例外的に「収集目的」に一致しない取扱いをする場合には、合理的で厳格なルールに基づく必要がある。

このように、個人情報保護制度では、本項で示す事前に明確にされた収集目的を要として、次項以下で定める収集目的の明示と本人収集など個人情報の収集の際の規律が、その後の個人情報の取扱いを拘束することとなる。

#### 2 改正内容の説明

実施機関のすべての業務において、本人に明示するか否かを問わず、収集目的を明確にすることを求めるべきである。

現行条例は、個人情報の取扱いを規律するものとして、「収集目的」ではなく、「保有目的」の明確化を実施機関に求めている。

「保有」とは、個人情報の取得後の維持管理を広く含む概念であり、「保有目的」も利用、提供などの個人情報の取扱いを規律するものであるが、事後に内部の目的自体の変更を許す概念である。個人情報の収集は原則として本人から行われなければならないことは、本意見書でも実施機関に対して明確に求めており、こうした原則を踏まえると収集時点での目的によって個人情報の利用・提供に制約を設けることが、本人にとってわかりやすく、個人の権利利益と一致するものと考えられることから、これを「収集目的」とすべきである。

また、「収集目的」の以上のような意義に従えば、これは個人情報の収集後に定められるものではなく、あらかじめ定められるものでなければならない。

## 2 本人からの収集

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関は、本人以外の者からこれを収集することができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。
- (5) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集する場合であって、本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。
- (6) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当し、本人以外の者から個人情報を収集するときは、あらかじめ長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴くことで、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に著しい支障が生じ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるときは、収集後に報告をすれば足りる。

4 実施機関は、第2項第3号又は第4号の規定に該当し、本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、適当と認めるときは、この限りでない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

個人情報の収集は、個人の尊重の理念の下では、原則として本人からなされるものでなければならない。本人収集の原則については、現行条例でも規定され、前項で示した考え方に沿うものとなっている。しかし、本人以外の者から収集する際の例外の規定が十分ではない。

収集に際しての規律が、その後の個人情報の取扱いの要となることから、例外の判断が広く行政に委ねられる場合に、その判断の適正さを確保するため、運営審議会の意見が聴かれる等のしくみを設けるべきである。

なお、県警等が収集する個人情報の中には、犯罪捜査等を目的として収集されるものがあり、こうした個人情報の中には、本人から収集したのでは目的を達成し得ず、又は円滑な捜査が困難となるものがある。公共の安全及び秩序の維持の観点から、こうした場合に支障が生じないよう、十分な配慮が必要である。

#### 2 改正内容の説明

##### (1) 法令等及び本人の同意による本人外収集

本人収集の例外について、現行条例は、「法令又は条例の定めるところにより収集するとき、本人の同意のあるとき」を挙げているが、これらについては、一応、問題なく本人収集の例外と認

められる場合に当たる。ただし、一般的に「法令又は条例の定めるところにより」とした場合、法令等により本人外収集を明示するものの他、広く法令等に個人情報収集の規定があるものも含むと解されることから、趣旨をより明確にするために、「法令又は条例の規定に基づくとき」とするのが適当である。

#### (2) その他本人以外の者から収集する場合と個人情報保護運営審議会

現行条例は、本人収集の例外として、さらに、「その他本人以外のものから収集することに相当な理由があるとき」を挙げている。ここには、まず、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき」が含まれると思われるが、この例外については、独立の規定にすることとした。ただし、緊急性を要件とする例外事由であることに鑑み、原則として、収集後、個人情報の収集の事実及び収集目的について本人に通知がなされるしくみとした。

その他については、「本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき」は、やはり本人収集の例外に当たると思われる。ただし、この場合、実施機関の公正な判断を担保するために、これを理由として本人以外の者から個人情報を収集する際には、原則としてあらかじめ、個人情報保護運営審議会の意見を聴くこととした。

なお、「本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められる」場合の中には、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的としてなされるものがある。この場合については、犯罪捜査等の性質に鑑み、個人情報保護運営審議会の意見を聴くことをその要件としないこととした。ただし、この場合でも、本人外収集が適正になされるべきであることから、実施機関を義務付けることはしないものの、この規定の運用について実施機関と個人情報保護運営審議会との定期的意見交換等がなされるべきである。

#### (3) 出版、報道等により公にされたものからの個人情報収集

現行条例には、表記の例外規定は特に定められていないが、当然に認め得る場合として独立に規定を設けることとした。ただし、この場合であっても、前項の収集制限の適用を受けることはいうまでもない。

### 3 収集目的の明示

5 実施機関は、本人から当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集する場合であって、本人に収集目的を明示することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

[ 説明 ]

1 改正の方向性

本人から個人情報を収集するに際して、個人の尊重の観点からいうと、実施機関は、あらかじめ収集目的を明確にするとともに、本人に当該収集目的を明示する必要がある。現行条例は、この点についての定めがないことから、新たに、本人収集に際しての収集目的の明示の規定を設けるべきである。

ただし、犯罪捜査に関連してなされる個人情報収集等にみられるように、本人から収集する場合であっても、本人に収集目的を明示することで個人情報を取り扱う事務の目的に支障が生じたり、円滑な実施を困難にするおそれのある場合もあることから、こうした例外に当たる事項に十分な配慮がなされるべきである。

2 改正内容の説明

本人から個人情報を収集する場合であっても、本人に収集目的を明示できない場合として、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ない場合があることが認められる。

さらに、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集する場合であって、本人に収集目的を明示することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるときは、犯罪捜査等の性質に鑑み、同様に収集目的の明示の例外として規定されるべきである。

#### 4 センシティブ情報の収集禁止の原則

6 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集する場合であって、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要であると認められるとき。
- (3) 長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報を収集することにつき相当な理由があると認められるとき。

[ 説明 ]

1 改正の方向性

思想、信条及び宗教に関する個人情報その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について、その収集を原則として禁止するという考え方は、現行条例と同様に維持すべきである。個人の尊重を理念とする本条例の趣旨にかなうところである。

ただし、現行条例では、これらを収集する例外的な場合の定めが十分ではないことから、これを整備すべきである。その際、特に、犯罪捜査等を目的とした個人情報取扱事務において、こう



したセンシティブ情報を捜査等の必要上、収集する場合がある。公共の安全及び秩序の維持の観点から、こうした場合に支障が生じないように、十分な配慮が必要である。

## 2 改正内容の説明

現行条例は、センシティブ情報収集の例外として、法令等の定めによる当該個人情報収集を挙げている。法令等にセンシティブ情報の収集を明示する規定がある場合の例外であるとの趣旨を明確にするために、「法令等の規定に基づき収集するとき」とすべきである。

また、犯罪捜査等を目的として個人情報を収集する場合にセンシティブ情報の収集がなされるときがあり、犯罪捜査等の目的の達成の上で必要なものとみられている。犯罪の予防、鎮圧しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集する場合で、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要であると認められるときは、当該事務の性質に鑑み、センシティブ情報収集禁止の原則の例外とすべきである。

以上の場合のほか、センシティブ情報を収集することが必要不可欠な場合があると思われるが、センシティブ情報収集禁止の原則の趣旨から、相当な理由がある場合に例外的に収集ができるものとし、さらに、その判断の公正さを担保するために、個人情報保護運営審議会の意見を事前に求めることとした。

## 第5 利用及び提供の制限

### 1 利用及び提供

1 実施機関は、記録情報の収集目的以外の目的のために当該記録情報を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、記録情報の収集目的以外の目的のために当該記録情報を利用し、又は提供することができる。ただし、第2号、第4号から第7号までのいずれかに該当する場合において、記録情報が記録情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 記録情報の本人に提供するとき又は本人の同意に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 実施機関が記録情報を内部で利用する場合であって、記録情報を利用する者が当該目的を達成するために必要な限度で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (5) 実施機関が、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の求めに応じて記録情報を提供する場合であって、記録情報を利用するものが当該目的を達成するために必要な限度で利用し、かつ利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として、実施機関が記録情報を内部で利用する場合、又は実施機関が県等の公的機関に記録情報を提供する場合で、当該記録情報を使用する者が当該目的の達成に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき、又は実施機関が県等の公的機関以外の者に当該記録情報を提供する場合で、当該記録情報の提供を受ける者が当該目的の達成に必要な限度で使用し、かつ、使用することに特別な理由があると認められるとき。
- (7) 前6号に掲げる場合のほか、記録情報を提供することに特別の理由があると認められるとき。

3 実施機関は、前項第4号、第5号及び第7号の規定により記録情報の収集目的以外の目的のために当該記録情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

[ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

##### (1) 目的外利用・外部提供禁止の考え方

「第4 収集制限」で、実施機関に個人情報を収集するに当たって、現行条例の「保有目的」にかえ、「収集目的」を明確にすることを義務付けたことから、個人情報の利用・提供についても、「収集目的」に一致して行うことを原則とすべきである。実施機関が収集目的以外の目的で個人情報を利用、外部への提供を行うことを禁止することで、個人情報がみだりに取り扱われることのないよう実施機関を規律するものである。

一方、個人情報の目的外利用・外部提供を完全に禁止することはできない。既に実施機関があ

る目的で収集した個人情報を別の目的の事務のために利用することは、法令等の規定に基づく場合や本人同意による場合のほか、実施機関による適切な事務の遂行の観点から、一定の範囲で認められるとみられるが、あくまでも収集目的への一致の原則の例外であることから、目的外利用の例外としての位置付けは維持すべきである。

改正に当たっては、このような現行条例の基本的な考え方を踏襲したものの、例外的に目的外利用・外部提供を行う場合の現行条例の規定が十分でないことから、より個人の権利利益を保護し適正な個人情報の取扱いが図られるよう規定を再検討し、収集目的外の利用・外部提供として必要な規制を行うこととした。

## (2) 例外的な目的外利用・外部提供

現行条例では、目的外利用・外部提供を以下の場合に認める規定となっている。

法令等の定めによる場合

本人に提供、あるいは本人の同意がある場合

実施機関、外部の公的機関が所掌事務の範囲内で個人情報の使用することに相当の理由がある場合

その他の機関、統計・学術研究のため、緊急かつやむを得ない場合その他提供に特別の理由がある場合

、 については明確な根拠に基づいて目的外利用・外部提供が行われることから基本的な考え方は維持されるべきであろう。これに対して、 はいずれも実施機関に一定の要件を課しているものの、事務の遂行上の必要性などから実施機関の判断によって目的外利用・外部提供が行われることとなっている。目的外利用・外部提供の適用に際しては、そもそも利用及び外部提供が、実施機関の内部的な行為又は機関間の行為であるとの性質に加え、実施機関の裁量に広く委ねられており、さらにその運用状況も実施機関内部でしか把握されないため、客観的な判断、適正な運用が確保されているか否かの検証が困難である。

そこで、事務の遂行上の必要性などを理由とした目的外利用・外部提供については、実施機関のより適正な判断を確保し、その運用状況を明らかにするため、第三者的機関である長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならないとすべきである。

なお、県警等においても、他の実施機関と同様に収集目的を明確にすることが義務付けられており、個人情報の利用・提供にあたっては収集目的の制約を受けることとなるから、同様に目的外利用・外部提供を原則として禁止とするのが適当である。しかし、例外的に利用・提供を行う場合については、公共の安全と秩序の維持を担う県警等の活動の性質上、広域捜査や相互協力、迅速な対応、捜査等の事実や内容等を秘匿する必要性などの特殊事情が認められること、そのことと関連して、警察庁を中心に警察組織独自に厳格な情報管理運用を行っていること、公安委員会による監視が期待されるべきことなどから、刑事法の執行、準刑事司法手続による捜査・調査等に限り、審議会に事前に意見聴取を求めずに行えるとするのが適当である。

なお、例外的に目的外利用・外部提供が行える場合であっても、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合もあることから、単に例外規定に該当することをもって利用・提供を行うのではなく、個人の権利利益の保護の観点からそれを行うことの是非の判断を求める規定が現行条例にはある。この考え方は維持すべきである。

## 2 改正内容の説明

### (1) 法令等の定めに基づくとき(2項1号)

現行条例は「法令等の定めるところにより、記録情報を提供しなければならないとき」(第8条2項1号)と定め、法令等に基づき提供が義務付けられているものを指すと解釈されているところである。改正に当たって趣旨の変更はないものの、一般的に「法令等の定めるところにより」とした場合、法令等により提供が義務付けられているのみならず、法令等に根拠はあるものの提供については任意のものなども含まれると解されることも少なくないことから、趣旨をより明確にするため、「法令等の規定に基づくとき」とするのが適当である。

### (2) 2項4、5号による利用・提供

現行条例は利用、提供について1つの条文で定めている(第8条第2項第3号)。本意見書では、現行条例の規定から趣旨の変更はないものの、よりわかりやすい規定とするため、2項4号で利用について、同項5号で提供についてそれぞれ規定を設けた。

記録情報を実施機関内で目的外に利用する場合、あるいは実施機関以外の公的機関に提供する場合は、記録情報を利用するものが当該事務の達成に必要な範囲で利用し、かつ利用することに「相当の理由」があることを求めており、実施機関は利用・提供が社会通念上、客観的にみて合理的な理由の有無を判断することになる。しかし、これは1(2)で述べた通り、解釈運用にあたっての裁量を広くするおそれがあり、また利用・提供の内部的性格から運用状況も明らかにならない。これらの問題を解消し、実施機関のより適正な判断を確保するため、審議会の事前意見聴取を経ることを義務付けるのが適当である。

### (3) 2項6号による提供

1(2)で述べたとおり、県警等にも個人情報の収集や利用に当たっての制限は原則として適用されるが、県警等の活動には他の実施機関と異なる事情が認められることから、県警等が行う個人情報の目的外利用・外部提供のうち、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」という刑事法の執行、あるいは準刑事司法手続による捜査・調査等を目的とした場合に限り、他の実施機関と異なる扱いを認めることが適当である。

個人情報を県警等が内部で目的外に利用する、あるいは県警等以外の公的機関に提供するときは、2項4号、5号と同様に当該事務の達成に必要な範囲で使用し、かつ使用することに「相当の理由」があると認められる場合に限ることとしたが、2項4号、5号を適用する際に必要な審議会の事前意見聴取手続を不要とするのが適当である。

また、県警等が捜査・調査等を行う中で、当該事務の目的達成のために公的機関以外に個人情報を提供する場合も考慮する必要があることから規定を設け、その場合は、提供を受ける者が使用することについて「特別の理由」があることを要件とした。「特別の理由」とは、個人情報の提供を受けることについて公的機関の場合と同程度に公益性がある場合の他、提供を受ける者が当該個人情報を使用するについて実施機関の捜査・調査等の目的と一致する場合で、かつ個人情報の提供がなされないと当該事務の目的を達成することが困難であるものをいう。

### (4) 2項7号による提供

現行条例8条2項4号は、専ら統計の作成又は学術研究の目的、個人の生命、身体、財産

の安全を守るために緊急かつやむを得ないとき、 その他特別の理由があるとき、 について公的機関以外への外部提供を認めるものである。

このうち、 については公的機関以外への提供であり、 提供にあたっては「特別の理由」が求められる。「特別の理由」とは、 個人情報を提供することに公的機関に提供する場合と同程度の公益性があり、 かつ個人情報の提供を受けないと当該事務の目的を達成することが困難である場合を指す。これらについては、 公的機関以外への記録情報の提供であり、 極めて例外的なものと考えられ、 その判断に当たっては慎重に行われなければならない。したがって、 実施機関の適正な判断を確保し、 運用状況を明らかにするため、 審議会の事前意見聴取を義務付けるべきである。

なお、 現行条例で例示されている統計の作成又は学術研究の目的による外部への提供については、 個人情報保護条例が個人が識別される記録情報の提供について規制するものであり、 統計あるいは学術研究を目的とした提供の場合、 個人が識別される記録情報の提供は極めて例外的なケースであろうこと、 学術研究の場合は本人同意のもとでの個人情報の収集が少なくないことから、 特に、 本意見書では例示をせず、 個別に運営審議会において判断することとした。

の「個人の生命、 身体、 財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないとき」については、 緊急な状況を前提とした規定であり、 事柄の性質上審議会にあらかじめ意見を聴取になじまないことから、 独立した規定を設け、 審議会の事前意見聴取の対象からは除外することが適当である。

#### (5) 審議会の事前意見聴取

3項を設け、 2項4号、 5号、 7号に基づき利用・提供を行う際に審議会の意見聴取を義務付けるべきである。2項1号から3号を事前意見聴取の対象としなかったのは、 2項1号が法令等により提供することが法的義務であること、 2項2号は本人の同意に基づいていることから、 審議会の意見聴取を行うことに合理性がないことによる。また、 2項3号については(4)で述べたとおりである。

なお、 利用・提供についてはその都度審議会の意見聴取を行う必要があるが、 定型的・経常的に利用・提供が行われる事務については、 その都度審議会の意見聴取を行うことは合理性に欠けることから、 当該事務における利用・提供について審議会の意見聴取を行えば足りるとするなど、 実施機関による事務事業の遂行を不当に妨げないよう適切な運用を行う必要がある。

## 2 目的外利用・外部提供の本人への通知

4 実施機関は、 第2項第4号、 5号及び7号の規定により記録情報を利用し、 又は提供したときは、 その旨及びその理由を本人に通知しなければならない。ただし、 長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、 この限りではない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

実施機関が目的外利用・外部提供を行う場合、 本人の同意に基づくもの以外は、 個人情報の本人がそれを知ることは困難である。しかし、 収集した目的以外に個人情報が利用される、 あるいは外部に提供されることは個人の権利利益と密接に関連することから、 新たに利用・提供を行った場合に本人にその旨と理由を通知する仕組みを設けることとした。

## 2 改正内容の説明

実施機関が第2項の規定に基づき利用・提供を行った場合、一定の範囲で個人情報の本人へ理由等を通知することは、個人の権利利益を保護するために必要な仕組みである。その際、法令の規定に基づく場合(2項1号)は個人情報の提供の根拠が明白であること、本人同意に基づく場合(2項2号)は個人の権利利益を侵害するおそれがないことから本人への通知対象から除外し、また、2項6号については県警等の特殊事情を考慮し、本人への通知を求めないとするのが適当である。

その他については原則として本人への通知を義務付けるべきである。しかし、すべての利用・提供を通知することは合理的ではないことから、審議会が認める場合はその限りにおいて通知をしなくとも足りるとした。なお、2項4号、5号、7号により利用・提供する場合は、事前に審議会の意見聴取が行われることから、本人通知についてもあわせて審議会に諮問し、その必要性について判断することが望ましい。

## 3 外部提供の際の措置要求

5 実施機関は、記録情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該記録情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

### [説明]

#### 1 規定の必要性

現行条例は、第8条第3項で外部提供を行う場合に相手方に対し、必要があると認めるときは、実施機関に必要な措置を講ずることを求めるよう義務付けており、この規定を維持することが適当である。

実施機関が保有する個人情報を実施機関が利用する場合は、長野県個人情報保護条例の規定に基づき適切に取り扱われることになるが、外部提供された個人情報については本県条例が及ばない。したがって、個人情報を提供した相手方が本県と同等の個人情報保護制度を施行しているかなど、提供にあたっては相手先の個人情報保護措置について考慮して判断する必要があるが、実施機関として個人情報の適正管理の義務を負っていることなどから(第8)個人情報保護のために必要な措置を相手方に求めることは必要である。

本規定は実施機関に義務を課すものであり、必ずしも提供先に必要な措置を講ずる義務を課すものではない。しかし、運用において、実施機関は、求めた措置の内容については書面で記録し相手先に通知することが望ましく、相手先に提供後の利用状況について報告を求めるなど、実効性を高める努力をすることが望ましい。

## 第6 オンライン結合による提供の制限

### 1 オンライン結合の禁止と例外的結合

1 実施機関は、公益上必要があり、かつ、記録情報について必要な保護措置が講じられていなければ、通信回線による電子計算機の結合（提供を受けるものが随時入手し得る状態にある結合に限る。以下において「オンライン結合」という。）により実施機関以外のものに記録情報を提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合により新たに記録情報を提供するとき、又は当該結合により個人情報を提供している場合であって、当該結合の内容を変更して記録情報を提供するときは、あらかじめ長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。ただし、実施機関である警察本部長が犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として実施機関が管理する記録情報を警察庁又は他の都道府県警察に提供することにつき相当の理由がある場合はこの限りではない。

#### [説明]

##### 1 改正の方向性

###### (1) オンライン結合の原則禁止規定の必要性

現行条例（第8条4項）では、利用及び提供の制限としてオンライン結合の原則禁止を定めている。オンライン結合は外部提供の一種と位置付けることもできるが、大量かつ最新の個人情報を瞬時にオンラインにより処理、提供するものであり、個人情報の提供・利用の形態としては、個人情報の漏えい、不正利用といった、個人の権利利益を侵害する高いリスクを伴うことから、結合を行うに当たっては慎重な判断が求められてきたところである。

電子自治体・電子政府の進展の中、ネットワークを通じた行政サービスの向上のために事務の効率化が、これから一層進むものと思われ、一定の個人情報をオンライン結合により共用する場面は、従前に比べて増えることは容易に推察される。したがって、実施機関はオンライン結合に対する慎重な判断をますます要請されることになる。そこで、利用及び提供の制限の一部として規定を設けるのではなく、独立した条項として規定を設けることが適当である。

また、オンライン結合の可否については、現行条例の実施機関の判断だけではなく、運営審議会の事前意見聴取を義務付ける必要がある。電子自治体・電子政府の進展の中でも、オンライン結合が従前に比べて大量かつ緊急に行われる事態が発生するとは認めらず、また結合に当たって慎重な判断が求められることには変わりはない。結合を開始するに当たっては、公益性と危険性を比較衡量し、また個人情報の適正管理、個人情報の使用の制限などの必要な措置について慎重に判断する必要があることから、運営審議会に事前意見聴取をすることでより適正な判断を確保する必要性はますます高まっているというべきである。

なお、オンライン結合においても必要最小限の個人情報を取り扱うという個人情報保護の原則は守られなければならない。結合により提供される個人情報の範囲については、個別の結合の公益性等を勘案して、慎重に検討されなければならない。

###### (2) 県警等のオンライン結合

県警等に対しても、オンライン結合について、他の実施機関と同様の原則が適用される。ただ

し、県警等が行うオンライン結合のうち、県警等の目的外利用・外部提供を定めた第5の1で定める場合と同様の要件（犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関が管理する記録情報を警察庁又は他の都道府県警察に提供することにつき相当の理由がある場合）でなされるものについては、運営審議会の事前の意見聴取をせずにオンライン結合を行えるとするのが適当である。

## 2 改正内容の説明

### （1）オンライン結合の原則禁止

オンライン結合について、現行条例における「公益上の必要性」「必要な保護措置が講じられていること」の2つの条件を満たさなければ結合してはならないとする規定は、維持するのが適当である。

現行条例では、オンライン結合について特に規定上、定義を設けていないが、一般的な外部提供と分け、個人情報をオンラインで大量かつ瞬時に提供し、それを外部の機関と共用する場合について特に規制する趣旨を明確にするため、第1項において「提供を受けるものが随時入手し得る状態にある結合」と定義を明確にすることが適当である。

### （2）オンライン結合禁止の例外

オンライン結合の禁止の原則にもかかわらず、例外としてオンライン結合を新たに実施する場合、及び既に行われているオンライン結合で結合の内容を変更する場合については、運営審議会の事前意見聴取を経ることを実施機関に義務付けるべきである。

ただし、県警等が行うオンライン結合のうち、刑事法の執行、あるいは準刑事司法手続による捜査・調査等を目的としたオンライン結合については、結合することに相当な理由がある場合は運営審議会の意見聴取をせずにそれを行えるとするのが適当である。

公共の安全と秩序の維持を担う県警等の活動の性質上、広域捜査や相互協力、迅速な対応、捜査等の事実や内容等を秘匿する必要性などの特殊事情が認められ、警察庁と都道府県警察の間で情報の共用、交換をオンライン結合により行うことに、一定の公益性が認められるところである。また、警察庁、都道府県警察においては、オンライン結合は安全性及び秘匿性を確保するため、警察自営回線又は専用回線を用い、外部のネットワークには接続しておらず、加えてデータの暗号化、アクセスに関する記録等の義務付けなどにより、不正アクセス等による個人の権利利益を侵害することのないよう一定の措置が講じられているものと認められる。

しかし、県警等によるオンライン結合の公益性、セキュリティ対策を勘案しても、個人情報をオンライン結合することによって、個人情報の権利利益を侵害する危険性は排除できないことから、オンライン結合によって提供される個人情報は必要最小限のものとするなど、適切に運用されなければならない。



## 2 オンライン結合後の措置

3 実施機関は、オンライン結合により記録情報を提供している場合において、記録情報について必要な保護措置が講じられていないものと認めるときは、当該オンライン結合の停止その他の必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、第2項に定める手続を経て開始されたオンライン結合について前項の措置を講ずる場合は、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴くものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに長野県個人情報保護運営審議会に報告をすれば足りる。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

現行条例では、オンライン結合を開始した後の措置についての規定を設けていない。しかし、オンライン結合により実施機関の保有する個人情報がある他の機関と共用されることになることから、結合開始後も引き続き実施機関自らが個人情報保護のために必要な措置を講じ適切な運用を行う必要があるだけでなく、オンライン結合により提供された個人情報に関し、提供の相手先の保護措置、セキュリティ対策についても常に配慮する必要がある。また、必要な保護措置が講じられていないと認められるときは、可及的速やかに結合の一時停止等必要な措置を講じ、個人の権利利益が不当に侵害されないようにしなければならない。したがって、実施機関が結合後に講ずべき措置については条例上、規定を設けることが適当である。

#### 2 改正内容の説明

オンライン結合の開始に当たって、実施機関は個人情報の保護に必要な措置が講じられていることを確認することになるが、オンライン結合の性質上、大量の個人情報が瞬時に提供され、実施機関以外のものが随時入手しうる状態に置かれることから、結合後もその保護措置が確実に実施されていなければならない。そこで、実施機関に、オンライン結合を開始後に保護措置が不十分である場合に必要な措置を講ずることを求めることが適当である。

また、第2項において個人情報保護運営審議会の事前意見聴取を行った上でオンライン結合を開始した場合は、第3項に定める措置を講ずるに当たって個人情報保護運営審議会の意見を聴くことができるとした。しかし、個人情報の漏えいなど、オンライン結合により個人の権利利益を侵害する問題が発生している場合においては、個人情報保護運営審議会の意見を聴くまでもなく実施機関は必要な措置を講ずべきであることから、緊急かつやむを得ない場合は、事後に個人情報保護運営審議会に報告すれば足りるとするのが適当である。

## 第7 指定管理及び事務処理の委託

### 1 指定管理者及び受託者の個人情報保護措置

1 実施機関は、地方自治法第244条の2第3項に基づき県の指定する者（以下、本条及び次条において「指定管理者」という）に公の施設の管理を行わせるとき、又は個人情報の取扱い若しくは個人情報の処理を実施機関以外の者に委託するときは、指定管理者に対しては、協定において、委託を受ける者（以下「受託者」という）に対しては、委託に関する契約書において、公の施設の管理又は委託に伴って取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の防止に関する事項、個人情報の本人への開示等に関する事項、協定又は契約に違反したときの措置その他必要な事項を明記するなど、当該個人情報の適正な取扱い及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### [ 説明 ]

##### 1 改正の方向性

個人情報の取扱い又は個人情報の処理が委託された場合の個人情報の適正な管理のための措置として、現行条例では、受託者に対する措置要求のしくみが設けられている。長野県においては、受託者による不適切な個人情報の管理等が問題になったことはこれまでにないが、近年、個人情報の漏洩等が社会問題化していることもあり、委託にかかる個人情報の十全な管理を図るための措置を整備すべきである。

また、昨年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されている。対象を従来の出資法人、公共的団体等から民間へも広げ、利用許可等の処分をなし得るとするなど従来の管理委託制度を大幅に拡大するものであることから、個人情報の保護措置をいかに確保するかも重要な課題となっている。本意見書では、受託者への措置を整備するとともに、指定管理者についても受託者と同様に扱うこととした。

指定管理者については、設置条例で定められる管理の基準において、管理を通じて取得した個人情報の保護について規定される他、管理者として指定されるに際して協定書が締結される。また、個人情報の取扱い又は個人情報の処理の通常の委託の場合はいうまでもなく契約書が交わされる。そこで、この協定書及び契約書において、個人情報保護に関する事項が明記されるべきである。

なお、総務省自治行政局長通知（平成15年7月17日総行第87号）では、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いに十分留意すること、「管理の基準」として施設の設置条例に必要な事項を定めること、「個人情報保護条例において個人情報保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定書に盛り込むことを規定する等」の必要な措置をとるべきことが求められている。

##### 2 改正内容の説明

協定書及び契約書において明記される個人情報保護に関する事項には、個人情報の漏洩、滅失、棄損及び改ざん等の防止など、個人情報の管理に関するもののほか、記録情報の本人から開示等を求められた場合の措置、さらに、指定の取消や契約解除、損害賠償に関することなど協定書や契約書に違反したときの措置などが挙げられる。

## 2 指定管理者及び受託者等の義務

- 1 指定管理者及び受託者（以下、本条及び次条において「指定管理者等」という。）は、公の施設の管理又は委託された業務に伴って取り扱う個人情報を、本条例に規定する実施機関の義務に準じて、適正に取り扱い、管理しなければならない。
- 2 指定管理者等は、公の施設の管理又は委託された業務に伴って取り扱う個人情報に関して、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 収集又は取得の目的を超えて利用すること。
  - (2) 収集又は取得の目的を超えて委託した実施機関以外の第三者に提供すること。
  - (3) 実施機関の承認を受けずに、他の者に委託すること。
- 3 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者、又は受託者の行う受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

指定管理者及び受託者（指定管理者等）は、実施機関の義務に準じて、個人情報を適正に取り扱い、管理すべきものとした。また、指定管理者等の実施機関に準じる職責に鑑み、職員と同等の守秘義務が課されるべきである。

#### 2 改正内容の説明

本条例においては、収集目的への一致を原則として、実施機関による個人情報の利用、提供の規律がなされており、指定管理者等についても、収集又は取得目的を超えて個人情報を利用すること、及び委託実施機関以外の第三者に提供することが禁止されるべきである。

また、個人情報の取扱いについて再委託することは、個人情報保護の観点から好ましいことではなく、実施機関の承認を受けずに再委託がなされることは禁止されるべきである。

さらに、指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者、又は受託者の行う受託業務に従事している者若しくは従事していた者について、実施機関と同等の守秘義務を課し、これに違反した場合の罰則を整備すべきである。

### 3 委託事務の監督等

- 1 実施機関は、指定管理者等が、第7の2の1及び2の規定に違反していると認めるときは、これらに者に対して帳簿、書類、その他関係資料及び記録の提出を命じ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入らせ、個人情報の適正な取扱い及び管理の実施状況を実地について調査させることができる。
- 2 実施機関は、指定管理者等の個人情報の適正な取扱い及び管理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 実施機関は、指定管理者等に対して、個人情報の適正な取扱い及び管理の実施状況について報告を求めることができる。

#### [ 説明 ]

##### 1 改正の方向性

委託事務等における個人情報の適正な取扱い及び管理を確保するために、実施機関は、指定管理者等に対して監督を行うものとし、必要な調査、指示、報告の要求をすることができることとした。

##### 2 改正内容の説明

指定管理者等が、委託等の業務に関わる個人情報を、指定管理者等の義務に違反して取扱い又は不適正な管理している場合、委託にかかる個人情報の保護を確保する観点から、実施機関には必要な調査をすることが求められる。

具体的には、帳簿、書類、その他関係資料及び記録の提出を命じ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入らせ、個人情報の適正な取扱い及び管理の実施状況を実地について調査させることができるとする規定を設けることとした。

指定管理者等が、個人情報を不適正に管理し、義務に違反して取り扱っている事実が判明した場合には必要な指示をすることができることとした。これら一連の措置に違反した場合の罰則等は特に設けないが、その違反が一定の要件に当てはまるときは、指定管理者にあっては別に定められる指定管理者等に関する条例に基づいて指定を取消し、受託者にあっては、契約の解除、損害賠償の請求等の措置がとられることとなる。

また、指定管理者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を図るために、実施機関は、指定管理者等に報告を求めることができることとした。

## 第8 安全性の確保、正確性の確保

- 1 実施機関は、記録情報の管理に当たっては、記録情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の記録情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、保有する必要がなくなった記録情報を、確実かつ速やかに抹消又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。
- 3 実施機関は、記録情報の収集目的に必要な範囲内で記録情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

##### ( 1 ) 安全性確保の義務化

現行条例は、個人情報の安全性確保を努力義務として規定している。しかし、安全性の確保は、日々の業務を適正に運用してゆくうえで必要不可欠なことであり、漏えい、滅失、き損から個人情報を守るために重要な意味を持つことから、単なる努力義務ではなく、義務として位置付けた。もっとも、安全性確保義務の具体的な内容はアナログ的手法からデジタル的手法まで多義にわたり、かつ発生する問題の内容によってセキュリティ対応を的確かつ迅速に行わなければならないものであることから、条例で義務の内容を個別・具体的に規定することはしなかった。その内容は、規則、要綱、マニュアル、仕様書などによって具体化し、なお、常に新しい事態に対応できるよう内容を更新し続ける必要がある。

##### ( 2 ) 不必要な記録情報の抹消ないし廃棄

実施機関が保有する文書については、文書規程で保存期間を定めている。文書の保存期間を定めることは実施機関にとって事務の効率性という観点から有意義であったが、情報の記録化においてデジタル化が進めば、情報の蓄積はほとんど無限に可能になり、特定情報の検索も極めて容易になる。個人情報についてこのような管理が行われると実施機関は多様な個人情報を半永久的に保有することが可能になる。これまでは紙媒体で情報が管理されるという事情から管理の都合上廃棄せざるを得なかった。これからは管理の都合で言えば、廃棄の必要がなくなって行く。実施機関が個人情報を半永久的に保有することを是とするか否とするかは、それぞれの社会に暮らす人々の価値判断である。これまで私たちの社会は紙媒体で情報を管理していたという物理的絶対的事情に支配されていたこともあるが、個人情報について言えば、「その人と行政との関係」で必要なくなった情報は廃棄するという手法が採用されてきた。これからの時代は、管理スペースを取らずに半永久的に膨大な個人情報を蓄積できるが、それを個人の尊重のためにあえて廃棄・抹消する、という手法が意識的に採用されるべきである。

条文の文言としては、2項において無体物である「記録情報」については「抹消」、「記録情報」を記載した有体物である「公文書」については「廃棄」という文言の使い分けをただけであり、それ以外の点においては現行条例と変わらないが、その持つ意味は極めて深い。

### ( 3 ) 正確性の確保

正確性の確保については、時間経過にともなって正確であった記録情報が不正確になる場合等もあり、最新かつ正確なものとして管理されるのが好ましい。ただし、個人情報及び個人情報が記録されている公文書の性質により、正確性を保つ実施機関の責任の範囲も異なり、それを実施機関がすべて把握して訂正するのは困難でもあることから、現行条例に引き続き努力義務とした。

## 第9 開示請求権

- 1 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する自己の記録情報（氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により検索し得るものに限る。）の開示を請求することができる。
- 2 未成年者の法定代理人（合理的理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。）又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前号の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性と内容

現行条例では、開示請求権を何人にも認め、また、未成年、成年被後見人の法定代理人については本人に代わって開示請求を行うことを認めている。

開示請求権についての基本的な考え方は維持されるべきであるが、個人情報保護制度には個人の人格権の保障という側面があること、親権者と未成年者はそれぞれ別の人格を有するものであり、未成年者の人格権は親権者に付随するものではないことから、子ども的人格権の尊重の観点からも未成年者の法定代理人による開示請求の場合であっても、原則として本人の同意を条件とするのが適当である。

ただし、未成年者の年齢等を基準として同意を要しないことに合理的な理由がある場合は、その例外とすべきである。未成年者の本人同意が必要な年齢については、判断能力等を勘案し12歳以上、ないし15歳以上が望ましいが、具体的な運用については解釈運用基準で明らかにすべきである。

未成年者の年齢の他、「本人の同意が得られないことに合理的な理由がある場合」とは、一定年齢以上であっても意識不明や何らかの事情で連絡が取れないなど、同意の意思表示が事実上不可能である場合などを指し、この場合は本人同意がなくとも法定代理人の請求を認めるのが適当である。

また、未成年者、成年被後見人の法定代理人が開示請求を行う場合は、法定代理人と本人の利害が反する場合もありうることから、不開示事由の該当性などを慎重に判断する必要がある。

なお、訂正請求、利用中止請求の請求権者も同様とする。ただし、開示請求により記録情報が開示されることに比べ、誤った記録情報が訂正される、あるいは条例に違反して取り扱われている記録情報の利用中止を求めることは、直接的な未成年者、成年被後見人との利害の対立が起こりにくく、かつ場合によっては一刻を争う状況もありうることから、本人同意については柔軟に対応することが望ましい。

#### 2 死者の個人情報の扱い

現行条例は、個人情報保護条例の対象を生存する個人に限定せず、死者の個人情報も対象としている。個人情報の取扱いに関する規制については、生存する個人、死者を問わずに個人情報を適正に取り扱うことになるが、開示請求、訂正請求、利用中止請求の請求権制度については、原則として本人ないし法定代理人からの請求しか認めていないことから、死者については、請求権が行使されることはない。しかし、未成年者の親権者が死亡した子どもの個人情報を必要とする場合や、相続、損害賠償請求の伴う不法行為など法的な利害を有する遺族が死者の個人情報を必

要とする場合もあり、一概に開示請求権を認めないとするには合理性に欠けることから、当審査会においても死者の個人情報に対する請求権について検討をしたところである。

死者の個人情報に対する開示等請求権については、一般的に大別すると、生存する個人が死者の個人情報に法的な利害関係を有する場合（相続、損害賠償請求の伴う不法行為等）に遺族の開示請求を認める場合と親族関係に着目して配偶者、子、その他の親族に開示請求を認める例があるが、個人情報が人格権に基づき保護されるべきものであることから、仮に配偶者等であってもみだりに開示されるべきものではないこと、法的利害関係を有する個人情報についてのみ開示請求を認める規定を設けると、かえって遺族が死者の個人情報について開示請求できる範囲を制約してしまう可能性があることから、特に規定を設けないとすることが適当との結論に達した。

ただし、相続財産や損害賠償にかかる個人情報などについては、相続関係からもはや被相続人の個人情報ではなく相続人本人の個人情報と解される場合があり、またこうした法的関係にない場合であっても、死者の個人情報が遺族等本人の個人情報とみなし得る場合もあることから、むしろ具体的な場合に応じて本人情報であるかどうかの判断することが可能であり、こうした取扱いの方が合理的でもある。したがって、開示請求権に関する解釈運用基準の中で、この点についての考え方を示すことで対応することが適当である。

なお、死者の個人情報について特に規定を設けないことは、個人情報保護条例を見ただけでは請求権の有無について判断することができないことになる。本来、遺族の開示請求が認められる個人情報であっても、条例上に規定がないことで開示請求できないとの誤解を招かないよう、個人情報保護条例の説明資料、案内などで死者の個人情報の扱いについて言及することが望ましい。



## 第10 記録情報の開示義務

### 1 開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る記録情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該記録情報を開示しなければならない。

[説明]

#### 1 改正の趣旨・方向性

現行条例は、不開示とする場合については「実施機関は、開示請求の対象となった記録情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該記録情報の全部又は一部について開示を拒むことができる」と定めている。規定の解釈としては、実施機関に開示請求された個人情報については原則開示義務を課し、その例外的については開示しないことができる権限を与えるものであるが、不開示情報に該当する個人情報を開示する権限を認めたものとは解されていないところである。そこで、実施機関の原則開示の義務をより明確にするため、不開示情報が含まれていない場合は開示請求された個人情報を「開示しなければならない」と定めるのが適当である。

開示請求に対する決定に当たっては、個人情報の本人からの開示請求であり、請求情報は請求者本人と密接にかかわる利害関係を有するものであることから、不開示は極めて例外的なものとして判断する必要がある。

#### 2 不開示情報の考え方

行政機関個人情報保護法やこれにならった最近の個人情報保護条例では、個人情報の本人開示請求に対する不開示について、情報公開条例の不開示規定と同種の規定とする例が多く見られる。確かに、同じ開示請求権制度であることを踏まえると、両者の不開示規定を同種の類型に分けるという考え方もあり得ないではないが、当審査会においては、誰であるかを問わずに情報を公開する情報公開条例と異なり、直接的な利害を有する自己の個人情報に対してだけ開示請求権を認める制度であることから、不開示とする内容は当然に異なるはずであって情報公開条例と同様の規定にすべきではないとの結論に達し、現行条例の不開示情報を中心に検討を行い、必要な見直しを行うこととした。

## 2 不開示情報

### (1) 法令秘情報

法令等の規定に基づき開示することができない情報

[説明]

本規定は、法令等（法律、政省令・規則、条例）で開示することができないとされている個人情報に関するものである。個人情報保護条例のもとでは、国の法令を越えて開示を行うことはで

きないこと、個別の条例で定められた不開示に関する規定を越えて開示をすることはできないことから、本規定を維持することは適当である。

現行条例では「法令等の規定により、又は地方自治法第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為により開示することができない記録情報」を定められているが、その趣旨は、開示を認めないために法的に従う義務のある場合に不開示とするものである。法的に従う義務のある指示として、地方自治法 245 条 1 号へが例示されているが、特に例示をしなくとも「第 4 収集制限」「第 5 利用・提供の制限」でも採用したとおり、「法令等の規定に基づき」とすればこれらの趣旨も含まれることから、本号のとおり文言を整理するのが適当である。

なお、法的に従う義務のある指示とは、明らかに開示してはならないと明示の指示があった場合であり、法令等の趣旨を斟酌するような場合は、本規定には該当しない。

## (2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある情報

開示請求者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人。）の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある情報

### [ 説明 ]

現行条例では同種の規定を設けていないが、法定代理人による開示請求を認めていることから法定代理人と個人情報の本人の利益が反する可能性があるものに対応する必要があること、極めて例外的ではあるが、本人に開示することで本人の権利利益を侵害する可能性がある個人情報もあることから、新たに規定を設けることが適当である。

未成年者、成年被後見人の法定代理人による開示請求の場合、開示請求される個人情報の内容によっては、法定代理人に当該個人情報が知られることにより未成年者、成年被後見人本人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある情報がある。例えば、親権者から虐待などの被害を受けている未成年者を行政機関が保護している、あるいはその事実について相談や聴取記録が残されているような場合は、法定代理人である親権者が当該情報を本人に代わって開示請求することで居所や周囲への相談内容が知られれば、未成年者本人が危険にさらされるおそれがある。すでに開示請求権者のところでみたように、一定年齢以下等の理由で本人同意を条件としないと思われる開示請求については請求された個人情報の内容によって個別に判断し、本規定の適用を検討する必要がある。

開示請求者の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある情報を例外とすることは、一般論としては是認し得る場合があり得ないではないであろう。例えば、致命的な難病に罹患している事実はこれに該当する可能性がある。ただ、この場合も、本人に知らせないことが常に正しいということはいい切れず、むしろ、致命的な難病であることを現実として受け入れて、治療に取り組む、社会生活を有意義に過ごすという選択権も本人にはあるので、「本人に知らせない」という判断は慎重になされるべきである。

### (3) 開示請求者以外の個人情報

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる情報

#### [説明]

開示請求された個人情報に、開示請求者以外の個人情報が含まれていた場合については、現行条例においても不開示としていたところである。

本人以外の個人情報に関する不開示規定としては、情報公開条例の不開示情報と同様に個人が識別されうる個人情報を不開示とする考え方もある。しかし、開示請求された個人情報に含まれる本人以外の個人情報は、少なくとも開示請求された個人情報が本人と密接にかかわる情報であることから、本人以外の第三者も本人と何らかの関係がある場合が多いことが容易に推測されるところである。したがって、個人が識別されるか否かによって形式的に開示・不開示を判断すべきではなく、むしろ本人以外の第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かを判断することで、開示することによって生じるであろう実質的な支障によって判断すべきである。

現行条例は、「開示することにより、請求者以外の個人に不利益を与えると認められる記録情報」について不開示にできると定めているが、開示されることによる不利益の範囲があいまいであることから、保護される第三者の権利利益は正当なものでなければならないという趣旨を明確にするため、第三者の権利利益が不当に侵害されるおそれがあることを要件とするのが適当である。

### (4) 法人等情報

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

#### [説明]

開示請求された個人情報に含まれる法人情報も「(3)請求者本人以外の個人情報」も、開示請求者本人以外の第三者に関する情報という点で共通している。しかし、個人と法人等事業者の権利利益は異なることから、それぞれを分けて規定することが適当であり、現行条例の考え方は基本的に維持すべきである。

規定については現行条例と趣旨に大きな変更はないが、現行条例が法人情報の不開示について「不利益を与えることが明らかであると認められる記録情報」としており、「(3)請求者本人以外の個人情報」と同様に、開示されることによる不利益の範囲があいまいである。したがって、保護される法人の権利利益は正当なものでなければならないという趣旨を明確にするため、「法人等の権利、競争の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と定めるのが適当である。

また、現行条例でも、法人情報では不開示情報に該当したとしてもなお、「記録情報の本人の権

利利益を保護するために開示することが必要と認められる情報」については開示することができるとしており、この考え方は維持すべきである。しかし、法人の利益より優先される個人の権利利益が明らかではないことから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる」として、保護すべき権利利益を明示することが適当である。

#### (5) 犯罪捜査公共安全等情報

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報

##### [説明]

県警等が実施機関に加わることから、県警の行う刑事法の執行、準刑事司法手続に基づく捜査・調査等については、その事実や内容等を開示請求した本人に対して秘匿する必要性が認められ、その事務事業の性質上、他の実施機関と同様に扱うことができない事情が認められる。そこで、他の実施機関については事務事業の遂行上に支障がある場合について「(6)事務事業情報」で規定を設けているものの、現行条例にもあることから、刑事法の執行、準刑事司法手続に基づく捜査・調査については特に不開示規定を設ける現行条例の考え方は維持すべきである。

ただし、現行条例は「犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共安全の確保に関する記録情報であって、開示をしないことが必要と認められるもの」とし、犯罪の捜査、犯罪の予防を例示し、それ以外を「公共安全の確保」としており、「公共安全の確保」の内容については特に限定していない。しかし、本規定は刑事法の執行、準刑事司法手続に基づく捜査・調査等に限定して適用するものであるから、その趣旨を明確にするため、例示を「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」とし、例示に限定した「その他の公共安全と秩序の維持」に関する情報について一定の範囲で開示義務から除外するのが適当である。

なお、本規定では他の不開示情報と異なり、「実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」としているが、これは実施機関の主観的判断を尊重して不開示を認めるとしたものではない。本規定を適用する際は他の不開示情報と同様に、「実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」への該当性を裏付ける客観的で合理的な根拠が求められるものであり、実施機関は判断にあたってこの点に留意すべきである。

## (6) 事務事業情報

県又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体（イにおいて「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 個人の評価、診断、指導、選考、相談等に係る事務に関し、公正な判断を困難にするおそれ又は適正な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なうおそれ

キ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### [説明]

現行条例は、第12条6号で「県の内部若しくは県と国等との間における審議、調査、検討等に関する記録情報又は県若しくは国等が行う検査、監査、取締り等の実施計画、争訟若しくは交渉の方針その他の事務若しくは事業に関する記録情報であって、開示することにより当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」と定めている。

個人情報の本人開示請求では、実施機関又は国等の公的機関の行う事務のうち、請求者本人に関する事務事業を開示請求することになることから、原則として本人に開示される必要がある。しかし、一方でこれらの事務事業は広く公益に資するものであることから、事務の適正な遂行を確保する必要もある。したがって、実施機関等の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす場合について不開示とする規定は、引き続き設けることが適当である。

しかし、実施機関等の行う事務は多岐に渡り、現行条例の規定で例示されている事務にとどまらないこと、事務の性質ごとに開示することによる具体的支障が異なることなどから、典型的な事務については類型化し、それぞれについて開示することによる支障の要件を設けるべきである。

本規定では実施機関等の行う典型的な事務としてア～キをあげた。このうち、オは現行条例第12条4号に独立した規定としてあったものを、本規定に組み入れた。これについては、解釈として、社会通念上本人に知らせないことが望ましいものを不開示とする場合と、評価等事務への支障を理由に不開示とする場合があったが、最近では評価等事務への支障を理由とした不開示規定として解釈されている。現行条例においても、同様に評価等事務への支障を要件とした規定であること、今回の改正で事務事業情報において典型的な事務を例示することから、評価等事務を実施機関等の行う典型的な事務として例示するのが適当である。

なお、本規定では、事務事業の遂行上の支障の程度を実施機関が判断するものであるため、判断が主観的に陥る危険性がある。本規定の適用に当たっては、事務の適正な遂行への支障が単な

る名目的なものではなく実質的なものが求められていること、支障が生ずるおそれも単なる抽象的可能性ではなく法的保護を必要とする蓋然性が求められていることに留意すべきである。

## (7) 国等関係情報

国等関係情報（現行条例 12 条 5 号）を削除する。

### [ 説明 ]

現行条例には、国等との協力関係を損なうおそれがあるものについて不開示とできる規定が設けられている。本規定は、かつての機関委任事務制度のもとで、国等の発意によって県が作成・取得した個人情報については、開示することで国等との協力関係を損なわれるおそれがあるとして特に設けられていたものである。

しかし、機関委任事務制度は廃止され、地方分権推進一括法の施行により自治体の行う事務は自治事務か法定受託事務となり、国と自治体は対等となり通達も廃止されたところである。したがって、国等との関係に特に配慮した特別の規定を設ける必要はなく、法令等に基づき不開示とする義務がある場合は「(1)法令秘情報」を、開示することにより事務事業上の支障がある場合は「(6)事務事業情報」など他の不開示情報の規定で開示・不開示について判断すれば足りる。本規定は廃止すべきである。

## 第 1 1 部分開示

実施機関は、開示請求に係る記録情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

### [ 説明 ]

現行条例では、第 1 2 条 1 項において「記録情報の全部又は一部について開示を拒むことができる」と定め、これを根拠に開示請求に対する部分開示を行ってきた。しかし、「第 1 0 記録情報の開示義務」で示したとおり、不開示情報が含まれていない場合は開示請求された個人情報を「開示しなければならない」と定めることとしたため、別の条項に部分開示についての規定を設けることが適当である。

現行条例の解釈基準で「開示を請求された記録情報の全部が本条各号に該当するときもあれば、その一部が該当しないときもあるため、一部が該当するときは、その一部についてのみ開示をしないこととし、残りの部分について開示をすべきこととしたものである」とされていることから、新たに独立した規定を設けるにあたって、実施機関は開示請求された個人情報から、不開示部分を容易に区分できる場合は開示しなければならないとした。

部分開示の場合、不開示部分を容易に区分できるのみならず、不開示部分を除いた個人情報が有意な情報である場合に実施機関に部分開示を義務付ける考え方もある。しかし、記録情報はすべて当該個人の情報なのであるから有意でない情報が含まれているということは通常考えられないから、有意な情報であるか否かを問わず、容易に区分できるか否かによって部分開示を行うよう実施機関に求めるものである。

なお、部分開示規定では、行政機関個人情報保護法を始め、個人情報保護条例、情報公開制度でも以下のような規定を設けている。

「開示請求に係る記録情報に前条第 3 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

長野県情報公開条例でも同様の規定を設けているところである。しかし、これは個人識別情報を不開示とする規定を設けていることを前提にしたものであり、本意見書では第 1 0 の 2 の ( 3 ) で示すとおり、開示請求者以外の個人情報については権利利益を不当に侵害する場合を不開示とし、個人識別情報を不開示としなかったことから、特に規定を設けないこととした。

## 第 1 2 裁量的開示

実施機関は、開示請求に係る記録情報に不開示情報（法令秘情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要と認められるときは、開示請求者に対し、当該記録情報を開示することができる。

### [ 説明 ]

実施機関に、開示請求された個人情報に不開示情報に該当する情報が記録されている場合を除いて開示する義務を課したのが「第 1 0 開示義務」である。

実施機関は、個人情報の本人開示請求を受けた場合、開示することにより保護される本人の権利利益と不開示とすることにより保護される利益を比較衡量し、的確に請求に対して判断することが求められているところである。しかし、その結果、不開示情報に該当する記録情報だとしても、なお個人の権利利益を保護するために開示する必要性がある場合については、実施機関による高度な行政判断により、裁量的に開示することができるとする規定を設けることが適当である。

なお、不開示情報のうち法令秘情報については、法令等の規定に基づき不開示とされている場合に不開示とする規定であり、実施機関の裁量権の及ばないところであることから、裁量的開示の対象から除外することが適当である。



## 第13 事案の移送

1 実施機関は、開示請求に係る記録情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関との協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において当該開示請求について開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

現行条例には、事案の移送に関する規定は設けられていない。

開示請求を受けた実施機関は、開示請求に係る記録情報を保有している場合、自ら請求に対して判断を行うことが原則である。しかし、開示請求を受けた実施機関が当該記録情報を保有している場合でも、それが他の実施機関により作成され、提供を受けていた場合は、他の実施機関に判断を委ねた方が迅速かつ的確に決定を行うことができる場合もある。迅速かつ的確な開示請求に対する判断を確保することは、開示請求者の利便にも資することから、このような場合に、開示請求を受けた実施機関が、他の実施機関と協議をした上で、事案を移送できる規定を設けることが適当である。

なお、この手続は、開示請求を受けた実施機関が当該記録情報を保有していない場合で、他の実施機関が当該記録情報を保有している場合に事案を移送するものではない。しかし、実際の運用においては、請求者に責めを帰すことができない場合も含めて、誤って本来記録情報を保有している実施機関ではない他の実施機関に開示請求が行われる可能性は否定できず、その場合、請求はいったん却下され、開示請求者は改めて開示請求をしない必要に迫られる。こうした事態を避けるために、開示請求を受け付けるにあたり、実施機関は開示請求者に対して文書の特定について保有している実施機関も含めて十分な情報提供をすることにより、開示請求者が的確に請求が行えるよう、実施機関において制度運用することが望まれる。

なお、訂正請求、利用中止請求においても、同様の規定を設け、必要に応じて事案を移送できるようにすべきである。

#### 2 改正内容の説明

##### (1) 請求された事案の移送

開示請求を受けた実施機関は、開示請求を受けた記録情報が他の実施機関で作成され、又は他の実施機関により提供を受けたものである場合で、他の実施機関が開示決定等を行うことに正当な理由がある場合、他の実施機関と協議の上、事案を移送できるとするのが適当である。

開示請求を受けた実施機関は、第一義的にその請求を処理する義務を負うものであり、本手続によってその責任の回避あるいは放棄することを認めるものではない。あくまでも開示請求者の利便性を第一に考えたものであることに留意しなければならない。また、事案の移送を行った際は、請求者に対してその旨を書面で通知することを義務付けることが適当である。

## (2) 移送に伴う調整

事案の移送を行うことによって、開示請求を受けた実施機関と、移送を受けた実施機関の間で必要な手続上の調整を行う必要がある。事案の移送が行われた場合も、事案移送前に行われた実施機関の行為は、移送を受けた実施機関が行ったとみなすことが適当であり、決定期限に影響を与えないとすることが適当である。また、移送をした実施機関は、開示請求を受け付けた時点で自らが保有する記録情報の特定を行っているはずであり、事案を移送するに当たって、移送をする実施機関に、記録情報の特定等、必要な協力をするよう義務付けるのが適当である。

## 第14 第三者保護に関する手続

1 開示請求に係る記録情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている記録情報を開示しようとする場合であって、当該記録情報が第10の2の(4)に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が含まれている記録情報を第12の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該記録情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

##### （1） 第三者が意見書を提出する機会

本人の記録情報のアクセス権を尊重すべきだとしても、当該記録情報のなかに第三者の情報が含まれていることがあり得る。このような場合、開示決定をする前に、当該第三者の手続的権利の保障の観点から、開示についての意見を求めることを制度化することによって、第三者が知らない間に開示によって不測の不利益を被ることがないようにすべきである。第三者の意見内容が曖昧にならないよう、書面によりこれを求めることが適当であろう。開示決定をしないのであれば、第三者の権利利益が損なわれることはないから、第三者に意見書を提出する機会を与える必要はない。同様の制度は行政機関個人情報保護法においても規定されている（第23条）。

第三者に意見書を提出させることは開示を制限するきっかけになることもあろうが、逆に通常であれば開示されないようなケースにおいて開示を積極的に承諾することもあり得るのであって、常に開示請求者にとって不利益ということではない。

もっとも、第三者の情報が含まれているときは常に意見書を提出する機会を与えなければならないとすると、行政実務としては極めて煩雑となり、制度運用が著しく困難になる可能性があるから、第三者の手続的権利の保障の範囲で、実施機関に義務付ける場合を明記し、それ以外の場合は実施機関の判断に委ねるとするのが好ましい。

なお、第三者が的確な意見書を提出するためには、開示請求に関する情報を具体的に提供する必要があるが、自己の記録情報を開示請求する仕組みであるため、開示請求の内容を知らせることで、開示請求者を第三者を特定できてしまう可能性が高い。第三者の意見書提出機会を設けたことで、請求者個人の開示請求の事実を第三者に了知させることになれば、個人の権利利益の保

護を目的とした個人情報保護条例の趣旨に反することになりねない。第三者の意見書提出の手続を行うか否かは、実施機関においてこうした問題も考慮し、慎重に判断する必要がある。

## ( 2 ) 第三者への開示決定の事前通知

決定前に開示に反対意見書を提出しても、実施機関が開示決定をし、開示請求者に開示してしまうのであれば、第三者が反対意見書を提出した意味はなく、第三者に意見書を提出する機会を与えること自体が無意味である。第三者の手続的権利の保障の観点から、開示を実施する前に第三者に開示を実施する日を知らせ、第三者が開示決定に対する不服申立てないし取消訴訟を起こす時間的余裕を与えるべきである。

## 2 改正内容の説明

### ( 1 ) 第三者の意見を述べる機会

本意見書では、第三者に意見書を提出する機会を与えることは、原則として実施機関の行政裁量とする現行条例の考え方を維持した。行政裁量はもちろん合理的でなければならず、恣意的な運用は許されないし、裁量の著しい逸脱も問題になり得るので、慎重な対応が求められる。

第三者に意見書を提出する機会を与えることが条例上の義務になるのは、不開示情報のうち法人情報に該当するものの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示とする規定と、裁量的開示規定を適用する場合は、いずれも不開示情報に該当するものの開示する利益が上回ることを理由に開示することになることから、実施機関は第三者の意見書提出の機会を与えなければならないとすることが適当である。

### ( 2 ) 第三者への開示決定の事前通知

開示決定に対して意見書を出した第三者に開示決定に対する不服申立てないし取消訴訟提起の機会を保障するために、開示決定の日と実際に開示を実施する日との間を少なくとも2週間置くこととし、かつ、開示決定をしたこと、その理由、開示を実施する日を書面で通知することにした。第三者にとって開示決定は不利益処分にあたることから、結論のみならず、その理由も書面で通知されることでその手続的権利を保障することとした。

## 第15 訂正請求

### 1 訂正請求権

何人も、実施機関が管理する自己の記録情報が事実と合致していないと考えるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該記録情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該記録情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

[ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

##### （1）開示を前提としない訂正請求権

現行条例は、実施機関の保有する記録情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正請求が求められることができるとしている。しかし、訂正請求の対象となる記録情報は、開示請求により開示された記録情報に限られており、訂正請求権が行使できる範囲は限定されている。訂正請求権は、記録情報の本人が自己情報の訂正を求める権利であり、まさに記録情報に本人自ら関与する自己情報コントロール権を体現したものである。したがって、一定範囲の記録情報にのみ請求権を認めることは、不必要に個人の権利を制約することになることから、本審査会では現行条例の規定の検討を行った。

誤った記録情報をもとに実施機関が事務事業を実施することは個人の権利利益を侵害すること、開示請求以外の方法で自己の記録情報の誤りを知る可能性は十分にあり、開示請求権を行使し開示されたとき初めて訂正請求できるとすることは迂遠であることなどから、本人の訂正請求をできるだけ広く認める方向性が望ましく、開示請求により開示された記録情報以外にも訂正請求を認めることが適当である。

もっとも、開示された記録情報に限定しないと、漠然とした訂正請求（例えば、「実施機関が保有する私の全記録情報の中の誤りを訂正してください。」）がなされるのではないかという懸念があり得るだろう。しかし、それは請求権を限定するのではなく、請求の手續を整備する形で解決すべきものである。すなわち、訂正請求を求めるにあたっては、請求者は訂正請求に係る記録情報を特定するに足る事項を記載することが求められることから、記録情報を特定するに足る事項が記載されていない場合には、実施機関としては補正を求めることになり、補正がなされず記録情報を特定できない場合は、請求を却下することになる。

なお、行政機関個人情報保護法では、訂正請求権の行使期間を「開示を受けた日から90日以内」と制限している（第27条第3項）が、開示を前提としない訂正請求権ではこのような制限はない。実質的にも、訂正請求権の行使を実施機関にとって正確性の確保の一手法と位置付ければ、期間制限は設けるべきではないということになる。

##### （2）すでに行われた行政処分との関係

訂正請求権は、実施機関が保有する記録情報の内容の誤りを訂正することだけを目的として認められる権利であるから、記録情報の訂正が認められた場合であっても、訂正前の記録情報に基づいてなされた評価や処分に直ちに影響を与えるものではない。当該評価や処分の修正や取消などを実現するには、別の制度、仕組みにより救済を求めることになる。この場合、記録情報が訂

正されたことが有利に働くこともあるであろうが、何ら影響を与えないこともあるであろう。

なお、同様のことは利用中止請求の場合にもいうことができる。

## 2 改正内容の説明

### (1) 開示を前提としない訂正請求権

現行条例第18条1項は、開示請求により記録情報の開示を受けた者に、開示を受けた記録情報が事実と合致していないときに限って訂正請求権を認めることとしているが、開示請求により開示された記録情報でなくとも訂正請求が行えるとするのが適当であることから、特に請求に当たって限定を付すのではなく、「何人も」訂正請求することができるべきである。

実際には開示請求をするまでもなく、どの実施機関にどのような個人情報があるかを知っていることがあり得る。そのような場合に、あえて開示請求により開示されるまで訂正請求できないとする必要はない。こうした場合も含めて訂正請求に当たっては、訂正請求書に「訂正請求に係る記録情報を特定するに足りる事項」を記載することが求められる。これが特定されていなければ、補正を求められ、補正によっても必要な特定がなされなければ、訂正請求は却下されることになる。

## 2 記録情報の訂正義務

実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、速やかに当該記録情報の訂正をしなければならない。

### [説明]

#### 1 改正の方向性と内容

現行条例は第18条第2項で訂正義務を、同条第3項で訂正を拒む場合について規定を設けている。しかし、本意見書の第10で、現行条例第12条の「開示を拒むことができる記録情報」を「開示義務」としたことから、開示・訂正・利用中止請求という個人情報保護条例で保障される3つの請求権については、いずれも実施機関は例外を除き応じる義務があることを明確にするため、独立した条文として訂正義務に関する規定を設けることが適当である。

#### 2 留意事項

##### (1) 請求を拒否する場合の理由提示

訂正請求の全部又は一部を拒否する場合、長野県行政手続条例第9条は、行政手続の通則として、申請等に対する拒否処分をするときには理由を提示しなければならないとしていることから、当然に、書面により拒否処分を通知するときにはその書面に拒否理由を書かなければならない。拒否理由は、単に条文の指摘や請求を拒否する旨を記載するだけでなく、具体的になぜ請求が認められないのかについて請求者にわかるように記載されるべきである。

利用中止請求の場合も同様である。

## (2) どちらが正しい事実か判断できない場合の対応

実際には、実施機関が保有している記録情報について、訂正は認められないまでも、事実に対する見解の相違等から個人の権利利益を保護するためには、何らかの措置を講ずることが望ましい場合もある。このような場合については、記録情報の訂正をしないまでも、主張の対立する事実の記載として併記したり、請求者が求める訂正内容などを当該記録情報に添付するなど、記録情報の本人から記録の内容に疑義が指摘されていることをわかるようにしておくことが望ましい。

### 3 訂正請求に対する存否応答拒否

訂正請求に対し、当該訂正請求に係る記録情報の訂正の可否を答えるだけで、開示請求において存否応答拒否処分にかかる記録情報を開示することとなるときは、実施機関は、訂正の可否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

#### [ 説明 ]

##### 1 改正の方向性と内容

現行条例は、前述の通り開示請求により開示された記録情報にのみ訂正請求を認めていたが、本意見書ではそれ以外の記録情報にも、事実には誤りがあると認める場合は訂正請求を認めるものである。

開示請求による開示文書に限った訂正請求の場合、記録情報の存在自体を答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、現行条例第12条の2で開示請求を拒否することになる(いわゆる「存否応答拒否情報」)ため、こうした記録情報に訂正請求は及ばないことになる。

これに対して、開示された記録情報以外にも訂正請求を認めるとする場合、訂正請求された記録文書の中には、存否応答拒否情報に該当するものも含まれる可能性がある。そうした場合、訂正請求の可否を答えるだけで不開示情報を開示したことになることから、訂正請求においても開示請求の場合と同様に、存否応答拒否に関する規定を設けることが適当である。

なお、同様の問題は利用中止請求でも起こることから、利用中止請求に関する規定でも、同様の規定を設けることが適当である。

##### 2 留意点

存否応答拒否処分は、記録情報の存在自体を秘密にすることができるため、常に実施機関による濫用・誤用が懸念されるところである。存否応答拒否は、極めて例外的な場合に適用されるものであり、適用に当たっては慎重に判断しなければならない。

また、開示請求に対する存否応答拒否処分に対して不服がある場合は、文書の存在が開示か不開示かを争うことで、実質的に他の不開示処分と同様の救済を受けることができる。しかし、訂正請求及び利用中止請求の場合、存否応答拒否処分を不服申立てや訴訟で争うことはできるものの、実際には当該記録情報が存否応答拒否に該当するものか否かが審査の中心になり、存否応答拒否に該当しない場合にのみ、はじめて記録情報の訂正、利用中止をすべきかについて審査を行うことになる。また、仮に個人情報保護審査会において当該記録情報を検分し、訂正、利用中止すべき理由があると判断しても、存否応答拒否すべき記録情報であれば、その事実を意見書等で指摘することもできず、実質的な救済が極めて困難である。

したがって、存否応答拒否により請求を拒否する場合は、実施機関は慎重に判断するとともに、当該記録情報に訂正、利用中止すべき理由があると認めるときは、存否を明らかにしないとしても、運用において当該記録情報について必要な措置を講ずるべきである。

#### 4 記録情報の提供先への通知

実施機関は、訂正決定（第3項の訂正決定を含む。）に基づく記録情報の訂正の実施をした場合において、明らかに必要がないと認めるとき以外は、当該記録情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

##### [ 説明 ]

現行条例には規定がないものの、実際の実務においては、訂正請求を受けた実施機関が当該記録情報の訂正を決定したとき、当該記録情報の提供先にも当該事実を通知することが要請されていると解される。しかし、実施機関の義務として明文の規定が設けられていないことで、訂正請求後の手続として実施機関が負うべき義務が明らかではない。このことによって、訂正請求者は、訂正請求が認められた場合であっても、提供先に改めて訂正請求をしなければならないと考えるなど、訂正請求者に負担を負わせる可能性もある。したがって、請求に基づき訂正を実施した場合には、原則として当該記録情報の提供先への通知を条例上明確に義務付けるべきである。

もっとも、この通知は提供先に必ずしも訂正を義務付けるものではない。しかし、訂正しないことによって当該記録情報の本人が不利益を被った場合には、当該記録情報の提供を受けていたものは当該不利益について法的責任を問われる可能性があることから、適切に処理されることが望まれる。

同様の規定は、利用中止請求においても設けることが適当である。



## 第16 利用中止請求

### 1 利用中止請求権

1 何人も、実施機関が管理する自己の記録情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該記録情報の利用の中止、抹消又は提供の中止（以下「利用中止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4の1、第4の2の2、第4の4に違反して収集されたものであるとき又は第5の1の1及び2に違反して利用されているとき 当該記録情報の利用の中止又は抹消
- (2) 当該記録情報が第8の2による抹消をしなければならないものであるとき当該記録情報の抹消
- (3) 第5の1の1及び2、第6の1の1に違反して提供されているとき又は第5の3の規定による求めに応じないものに当該記録情報が提供されているとき当該記録情報の提供の中止

#### [ 説明 ]

##### 1 改正の方向性

###### (1) 利用中止の権利化

抹消及び利用・提供中止（以下、「利用中止」）は、個人情報保護条例の規定に反して個人情報を収集、利用、提供、保有していた場合、記録情報の本人がその利用の中止を求めることができるというものであり、まさに記録情報に本人自ら関与する自己情報コントロール権を体現したものである。現行条例では第21条で、利用中止については申出制度としており、権利としては認めないものの、利用中止の申出が拒否され不服がある場合は再申出を認め、審査会の審議を経ることで、実質的な権利救済を行っている。

しかし、個人情報保護制度が本人の自己情報コントロール権を尊重する考え方を基盤にしていることからすれば、開示と訂正を請求権として認めておきながら、利用中止については請求権として認めないのは権利保障として不十分である。また利用中止請求権が認められることにより、請求が拒否された場合、申出制度では認められなかった不服申立てに途を開き、訴訟によりその是非を争うことができるようになる。抹消及び提供の中止を含む利用中止請求権は明確に請求権として位置付けられるべきである。

###### (2) 開示を前提としない利用中止請求権

個人情報保護条例の規定に反して記録情報が取り扱われることは、しばしば行政内部のこととして本人が認知し得ないことがあったとしても、それ自体として個人の権利利益を著しく侵害する事態である。本人にとっては実施機関における特定の記録情報の利用中止は、その理由がある以上は速やかに行われるべきである。

したがって、開示請求以外の方法で自己の記録情報が規定に反して取り扱われていることを知る可能性は十分あり、開示請求権を行使し開示されたとき初めて利用中止請求できるとすることは迂遠であることから、訂正請求と同様に、開示請求により開示された記録情報以外にも利用中止請求を認めることが適当である。

もっとも、開示された記録情報に限定しないと、漠然とした利用中止請求がなされるのではないかという懸念もあり得るだろう。しかし、このことは請求権を制限するのではなく、請求手続を整備することで解決されるべきである。すなわち、利用中止請求を求めるときには、請求者は利用中止請求に係る記録情報を特定するに足りる事項を記載することとし、記録情報を特定するに足りる事項が記載されていない場合には、実施機関としては補正を求めるものとすべきである。補正がなされず記録情報が特定できない場合は、請求は却下されることになる。

### (3) 利用中止請求が認められる範囲

現行条例第21条第2項は、記録情報を保有目的外に利用、外部へ提供、あるいはオンライン結合に関する規定に違反している場合にのみ利用中止の申出を認めている。しかし、実施機関が記録情報を条例に反して取り扱う場合には、現行条例で定める範囲だけでなく、その他の規定に反して収集され、保有されている場合もある。こうした条例の規定に違反した個人情報の取扱いは、個人の権利利益を侵害するものであり、個人の自己情報コントロール権を保障する観点からすると利用中止請求権は、個人情報保護条例が求める記録情報の取扱いに関する実施機関の義務違反に対して認められるべきである。

## 2 改正内容の説明

### (1) 利用中止の権利化

現行条例は、開示請求により開示を受けたものは、利用中止を「申し出ることができる」と規定するにとどまり(第21条第1項)請求権としてはこれを認めていない。利用中止請求ができる者については、開示請求によって開示を受けたことを必ずしも前提にしないことを明らかにするために、「何人も」と規定することが適当であり、また「請求することができる」として、条例上の請求権であることを明らかにすることが適当である。

### (2) 利用中止請求が認められる範囲

現行条例は、利用中止の申出ができる場合を第6条、第8条に違反している場合に限定している。第6条は収集制限を規定したものであり、第8条は目的外利用及び第三者提供、オンライン結合を規定したものである。しかし、先に述べたとおり、個人情報保護条例の規定に違反して記録情報が取り扱われる場合はこれだけではないことから、以下について利用中止請求を認めることが適当である。

- 1 収集目的の事前明確化、適法かつ公正な手段による収集に違反したとき(第4の1)
- 2 本人からの直接収集の規定に違反したとき(第4の2の2)
- 3 規定に違反してセンシティブ情報を収集したとき(第4の4)
- 4 利用及び提供の制限に違反して利用又は提供したとき(第5の1の1、2)
- 5 オンライン結合の制限に違反して結合したとき(第6の1の1)
- 6 保有する必要のなくなった記録情報を違法に保有していたとき(第8の2)
- 7 外部提供の際に実施機関が相手先に求めた保護措置に違反して記録情報が使用されているとき(第5の3)

## 2 記録情報の利用中止義務

実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに当該利用中止請求に係る記録情報の利用中止をしなければならない。ただし、当該記録情報の利用中止をすることにより、当該記録情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

現行条例は、利用中止の申出があった場合にその結果と理由を書面で通知することを実施機関に求めているものの、申出制度であるため規定に反して記録情報が取り扱われていた場合の利用中止義務については定めていない。しかし利用中止請求を権利として位置付ける以上は、開示、訂正請求の場合と同様に、実施機関には例外を除いて請求に応じる義務があることを明確にする必要があり、条例上、利用中止義務を定めることが適当である。

#### 2 改正内容の説明

行政機関個人情報保護法では、利用中止請求について「理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」認めると規定しているが、「必要」があるか否かは「理由がある」が否かを検討するときに考慮すれば足りることから、「理由」があっても「必要」を認めないという対応はなされるものではない。したがって、「理由があると認めるときは、速やかに当該利用中止請求に係る記録情報の利用中止をしなければならない。」とすることが適当である。

## 3 個人情報保護運営審議会への通知

1 実施機関は、第 16 の 1 の 1 の決定に基づく記録情報の利用中止をしたときは、遅滞なく、個人情報保護運営審議会に通知するものとする。  
2 個人情報保護運営審議会は、前項の規定に基づく通知に対して、当該記録情報の利用中止が同様に取り扱われている複数の個人の記録情報に関わると認めるときは、実施機関に対して、これら記録情報の取扱いについて意見を述べるができる。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性と趣旨

開示請求、訂正請求、利用中止請求はいずれも、記録情報の本人による自己情報に対する請求権を認めたものである。開示請求、訂正請求の場合、自己の記録情報に対して開示、訂正を求めることで足りるが、利用中止請求の場合はこれらとは異なる側面を有する。

利用中止請求の対象となる事由は、記録情報が条例の規定に違反して取り扱われている場合であり、このような場合、当該記録情報の取扱いにとどまらず、複数の記録情報、さらには同種の

記録情報を取り扱う事務自体が、条例に違反している可能性がある。そこで、実施機関は利用中止を認めた場合は、その旨を個人情報保護運営審議会に遅滞なく報告することとした。報告を受けた運営審議会は、当該利用中止請求に係る違法事由が同様に取り扱われている記録情報にも及ぶものであると認めれるときは、その取扱いに対し意見を言うことができるとするのが適当である。こうすることで、利用中止請求自体は特定個人の記録情報に対してなされるものの、同様の取扱いが行われている記録情報の多数の本人が利用中止請求をしなくとも、違法な記録情報の取扱いが中止されることとなる。

もちろん、当該実施機関がこの点の検討を独自に行うことも期待されるが、利用中止請求をしていない人々の記録情報の利用を中止するという影響力の大きな問題でもあり、運営審議会への報告、審議を経ることで、実施機関が行った措置も含めて、個人情報の適正な取扱いを確保することが期待される。

## 第17 個人情報保護運営審議会

### 1 個人情報保護運営審議会の設置

- 1 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、長野県個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、5人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報保護に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### [説明]

##### 1 改正の方向性

個人情報保護制度においては、個人に自己の個人情報に対する開示、訂正、利用中止等の請求権を保障すると同時に、個人情報の適正な管理を実施機関に義務付けている。個人の請求に対する不開示決定等に対する不服申立ての公正な判断を担保するためにすでに個人情報保護審査会が設けられているところであるが、個人情報の管理、取扱い等実施機関による個人情報制度の適正な運用を確保するためのしくみとして個人情報保護運営審議会を設けるべきである。

なお、現行条例における個人情報保護審査会の建議はこうした意義をもつものであるが、個人情報保護の適正な運営を担保することと、不服審査が相容れない場合もあることから、審査会とは別に、次項で示す具体的な権限を有する個人情報保護運営審議会を設けることとした。

##### 2 改正内容の説明

個人情報の管理、取扱い等実施機関による個人情報制度の適正な運用を確保するためのしくみとして個人情報保護運営審議会を設けることとした。委員は、個人情報保護に関して識見を有するものうちから知事が任命するものとし、法律、情報技術の他、一般市民感覚を代表するものなど、幅広い層からの任命が検討されてよい。任期、再任に関する規定は、個人情報保護審査会の場合に準じた。

また、個人情報保護運営審議会には、個人情報保護に関して識見を有するものから広く任用されることもあり得るが、場合により、秘密に当たる事項を審議において扱うことも考えられることから、公務員に準じた守秘義務が課されるものとした。

その他、個人情報保護運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項に関しては、知事の規則に委任するものとする。

## 2 個人情報保護運営審議会の権限

- 1 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する事項について実施機関の諮問に応じて調査審議するほか、実施機関に対して建議を行うことができる。
- 2 審議会は、前項の場合に必要なと認めるときは、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

現行条例は、個人情報保護制度の適正な運用を確保するための権限として、事業者に対する措置（公表）を行う際の審議の他、一般的な個人情報に関する事項についての建議を、個人情報保護審査会の権限として定めている。しかし、個人情報の条例に則した実施機関の個人情報の適正な管理及び取扱いを担保するための具体的権限が与えられているわけではない。

個人情報の取扱いは、ほとんどが行政内部での利用や機関間の提供であり、実施機関等に義務が課されているといっても、それが適正になされているかどうかについては必ずしも明らかでない。そこから、条例の規定にもかかわらず、情報が無規律に複製され、利用され、提供されていた事実が長野県においても問題として指摘されている。こうしたことを踏まえ、個人情報の取扱いにとって要所となる場面で、第三者で構成される個人情報保護運営審議会の意見を関与させることとした。

#### 2 改正内容の説明

本意見書では、個人情報取扱事務登録簿に記載し又は変更をする場合（第3の2）、条例の例外規定を適用して、実施機関の判断で、個人情報を収集し、利用又は提供する場合（第4、第5）そして条例の規定に従ってオンライン結合をする場合（第6）など、個人情報の取扱いにとって要所となる場面で、第三者で構成される個人情報保護運営審議会の意見を関与させることとした。また、現行条例で、審査会の権限とされている事業者に対する措置を行う際の審議も、審議会の権限に含まれるべきである。さらに、こうした具体的な権限とは別に、本条例の運用に関して一般的な建議を行うことができるものとした。

以上の権限を有効に行使するために一定の調査が必要なことから、審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができることとした。特に、実施機関に対し書類等の提出に関して義務付けることはしなかったが、条例の適正な運用の確保のための権限であることから、基本的に応じるべきものと考えられる必要がある。

## 3 公開の原則

審議会の会議は、個人情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き原則として公開する。

[ 説明 ]

個人情報の管理その他の個人情報保護制度の運営に関する事項は、ひろく県民等に知られてよいことであり公開されるべきであることから、審議会の会議は公開を原則とした。ただし、条例によってその権限に属させられた事項の審議等で特定の個人情報を扱う場合、その他公開することで個人情報取扱事務に支障が生ずる場合には、非公開とすることができるとすべきである。

## 第18 個人情報保護審査会

- 1 実施機関による諮問を受けた不服申立ての審査を行うため、長野県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は、5人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報保護に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### [説明]

#### 1 審査会機能の特化

現行条例第33条第1項は、個人情報保護審査会に審査機能と審議・建議機能とを持たせているが、両者は性質をまったく異にするので、同一機関が対応するのは望ましくない。また、現行条例と同様に審査会のみで、本意見書で求める収集制限や利用提供制限の例外について一定の範囲で第三者機関が関与する仕組みを行おうとすると、収集制限や利用提供制限の例外を認めた審査会が、それに対する利用中止請求についての不服申立てを審査する事態となり、第三者機関の立場として矛盾が生ずる。したがって、本意見書第17のとおり個人情報保護運営審議会を新たに設け、不服申立てと条例運用に関する審議・建議に対応する機関とを別にするべきである。個人情報保護審査会については審査機能だけを果たすようにすることが適当である。

本意見書では、審査会の権限を実施機関による諮問を受けた不服申立てに関する審査を行うことに限定することを明記した。審査会の権限は現行条例よりも縮小されるが、審査会として本来求められる機能に特化されるので、不服申立て手続はこれまで以上に充実することが期待される。

#### 2 審査会委員の候補

現行条例第33条第3項は、審査会委員を学識経験者から選ぶものとしているが、公正な審査にふさわしい人材を広く起用する必要があることから、端的に「個人情報保護に関する識見を有する者」とすべきである。



## 第19 県出資法人等の個人情報保護対策

- 1 県が出資その他の財政支出を行う法人であって、県の施策と密接な関連を有する事業を実施するものとして実施機関が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にかんがみ、出資法人等の管理する個人情報の保護に関して、当該出資法人等の性格及び業務内容に応じ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### [ 説明 ]

#### 1 改正の方向性

出資法人等の情報公開については長野県情報公開条例で規定を設けているが、個人情報保護条例には規定がない。情報公開と個人情報保護とは表裏一体の関係にある問題であるから、出資法人等についても個人情報保護に関して必要な措置がとられるべきである。

#### 2 改正内容の説明

出資法人等は県とは別の法主体であるので、条例によって直接義務付けることはできないので、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という努力義務規定にすることになるであろうが、実際には、個人情報の管理に関する安全性の社会的要求水準は日増しに高まっていることから、努力さえしていれば高い安全性を確保していなくてもよいという弁解は通用しなくなってきている。個人情報の管理が杜撰であるがゆえに多くの関係者個人に被害を与えるようなことが起これば、当該出資法人等の存続そのものさえもが危ぶまれるほどの責任を問われることになるかもしれない。したがって、努力義務という規定の仕方になっていたとしても、実際には決して出資法人等にとって安易な対応を許しているわけではない。

「必要な措置」の内容は、そのときどきの状況に応じた適切な個人情報保護に実効性のある対応を意味しているから、ある時期において無難であった対応がしばらくすると無意味という評価を受けることもあり得る。必要な措置はまさにそのときどきの必要に対応したものでなければならない。

## 第20 罰則

- 1 実施機関の職員若しくは職員であった者、指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者、又は実施機関の委託を受けて個人情報の取扱いに関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部もしくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 1に掲げる者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、もっぱらその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。
- 5 第17の5、第18の5に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 第7の2に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。
- 7 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して1、2又は6の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても1、2又は6の罰金刑を科する。
- 8 法人でない団体について7の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### [説明]

#### 1 改正の方向性

##### （1）罰則規定を置くことについて

現行条例では、地方公務員法上守秘義務違反に対する罰則がすでに存在していることから、実施機関の職員等に対する罰則規定はない。また実施機関の委託を受けて個人情報の取扱いに関する業務に従事している者等の違法行為についても罰則規定はない。しかし、近時、個人情報漏えい事件が多発しており、その多くの場合に組織の内部者が関与していると考えられること、IT社会の進展によって個人情報の検索、結合、加工が容易にでき、漏えい等の事態が生じた場合の被害は甚大なものになりかねないこと等に照らすならば、個人情報の適正な取扱いを確保し、県民の県に対する信頼を確保する観点から、一定の条例の義務違反に対して罰則を科するのが適当である。

## ( 2 ) 指定管理者と受託業務従事者等に対する罰則

個人情報漏えい事件の多くの事案において、個人情報の漏えい元が受託業務事業者等であること、受託業務事業者等による漏えい等によって生じる被害の程度は、実施機関の職員等による場合に生じる被害の程度と何ら異なることはないことから、実施機関から委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者に対し、実施機関の職員等と同様の義務を課し、罰則の対象とするのが適当である。昨年の地方自治法の改正により導入された指定管理者についても受託業務従事者等と同じ扱いとするのが適当である。

## ( 3 ) 個人情報審議会委員と同審査会委員に対する罰則

現行条例では、すでに審査会委員に対しては、行政不服審査に際して諮問を受ける機関の委員であることから、守秘義務を課している。本意見書においては、別に個人情報保護運営審議会の設置を提案しており、審議会委員の守秘義務が問題となる。

審議会が、個人情報保護の運営について、多くは公開を原則として審議をすることから、守秘義務について問題となることはそれほど多くはないとみられるが、他方で、意見書では、個人情報の取扱いの要所で、審議会の意見を聴くこととしており、場合によっては、特定の個人情報について審議を行い、あるいは公開されるべきではない事項についても審議することが予想されることから、審議会の委員についても、審査会委員と同等の守秘義務を課すこととした。

## 2 改正内容の説明

### ( 1 ) 検索可能なように体系的に構成された個人情報 ( 1 )

個人の秘密に属する事項が記載された公文書の中でも、個人を容易に検索することができるように体系的に構成されているものは、正当な理由なく提供・漏えい等された場合には、検索、加工、結合の容易性というデータが持つ価値の高さに照らし、かかる情報がさらに悪用されるなど二次的被害につながる可能性が高く、社会に与える影響も大きいことから、地方公務員法第60条の守秘義務違反に対する罰則の量刑を加重し、地方自治法第14条第3項の規定により条例上の限度とされている量刑を科すことが適当である。

提供の対象となる客体の範囲については、行政機関個人情報保護法第53条のように、個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルに限定する立場もありえるが、プリントアウトした紙情報であっても、OCR（光学式文字読取装置）が普及した現在では、容易に電算処理した状態に復することができるため、個人を容易に検索することができるように体系的に構成されているものであれば該当するものとし、電算処理個人情報ファイルに限定しないのが適当である。

### ( 2 ) 検索可能なように体系的に構成されていない個人情報 ( 2 )

1以外の個人情報が漏えい等した場合には、二次的被害等につながる可能性は若干低くなると考えられるが、漏えい等の対象となった個人に与える被害の重大性は看過できず、また、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合には当罰性が高いと考えられ、罰則を科すのが適当である。その際の量刑として、行政機関個人情報保護法において、同一の構成要件の場合に罰金刑の上限が50万円とされていることから、罰金刑の上限は50万円にするのが適当である。

( 3 ) 実施機関職員による職権濫用 ( 3 )

3 は、職権の濫用を構成要件としていることから、現職の実施機関職員のみを対象とし、罰則は、他の規定とのバランスから上限を懲役 1 年、罰金刑 50 万円とするのが適当である。

( 4 ) 偽りその他不正の手段により開示を受けた者への罰則 ( 5 )

本人開示制度は、自己情報コントロール権を背景に持つ個人情報保護法制の中で重要な位置を占める制度であるが、偽りその他不正の手段により開示を受ける行為は、かかる制度を悪用して本人の権利利益を侵害する行為であって、本人開示制度の根幹を揺るがす危険性を含んでいる。そこで、開示制度の適正化を担保する観点から、このような行為を抑制する必要性があり、制裁として秩序罰である過料を科すことが適当である。その際の罰則としては、地方自治法第 14 条 3 項において条例上の限度とされている 5 万円以下の過料とすることが適当である。

( 5 ) 審議会委員、審査会委員、指定管理者、受託者の守秘義務違反 ( 6、7 )

改正の方向性 ( 2 ) ( 3 ) で述べた理由により、個人情報保護運営審議会委員、審査会委員、指定管理者・受託者等の守秘義務違反に対して罰則を設けるのが適当である。その場合の罰則としては、改正の趣旨 ( 2 ) で述べた理由に照らし、審議会・審査会の委員に関しては上限を懲役 1 年、罰金 50 万円とするのが適当である。指定管理者及び受託者については実施機関職員による守秘義務違反の罰則が懲役 1 年、罰金 3 万円を上限としていることと合わせて、法定刑の上限を懲役 1 年、罰金 3 万円とした。

( 6 ) 両罰規定 ( 8、9 )

個人情報の取扱い又は個人情報の処理が委託された場合の個人情報の適正な管理を確保し、指定管理、委託に関連する個人情報の漏えい防止等を図るためには、指定管理者、受託者が法人等の場合において、業務従事者等の義務の実効性を担保するだけでなく、その背後にある実質的な利益の帰属主体である法人等に対しても当該義務の実効性を担保する必要性が認められることから、両罰規定を置くことが適当である。

## 第21 その他

### 1 研修制度

個人情報の保護は行政機関にとっても民間事業者にとっても急務の課題である。しかも、ここで重要なことは、現行条例の規定の文言を見直すことだけではなく、なによりも改正された個人情報保護条例の運用を担う県職員がどこまでこの条例の内容を理解し、この条例の趣旨に即した対応をすることができるかである。残念ながら、現行条例の運用状況をみるかぎり、すべての県職員が現行条例を理解し、実践しているとは到底言えない。

個人情報保護条例は、実施機関による個人情報の取扱いに関する規制と開示請求等個人の権利保障という2つの側面がある。個人情報の本人が自己情報を開示請求するなど、実施機関の保有する個人情報に直接関与することは、積極的な個人の権利として条例の重要な要素であるが、何よりも個人が自らの個人情報がどのように実施機関内で取り扱われているのかを監視することはできない。個人の権利利益を保護するためには、実施機関において個人情報が適切に取り扱われることが何よりも肝要である。

個人情報の適切な取扱いを確保するためには、まずは各実施機関の職員が個人情報保護条例で課せられた義務を理解し、日常業務にそれを反映していくことが求められている。言い換えれば、日常業務の見直しなくして、いくら良い個人情報保護条例を制定していたとしても、個人情報は保護されないのである。

実効性ある個人情報保護の態勢は、日々新たに起こる問題に対して柔軟かつ迅速に対応できるものでなければならない。たとえば、情報漏えいが同じパターンで繰り返し起こる職場があるとすれば、それは情報管理のあり方についてまともな見直しが迅速にできないところなのであり、被害が重大であれば、当然、内部的には管理担当者の責任が問題になるし、社会的には自治体が損害賠償責任を問われることになる。

すべての実施機関のすべての職員（臨時職員や警備員なども含む）を対象に個人情報保護に関する充実した研修が行われるべきである。職員全員については1年に1度の研修でもやむを得ないとしても、各課の担当責任者については改正長野県個人情報保護条例が施行されるまでの間に十分な研修が行われるべきであり、その担当責任者を中心に各課で独自の研修を行うべきである。さらに、条例施行後も、担当責任者については数ヶ月に1度くらいは、そのときどきの情勢の変化に応じた研修を行うべきである。

### 2 大量請求について

一部の県民から頻繁に網羅的な開示請求が行われることで、実施機関の職員が対応に追われ日常業務に支障を生じることがあるという指摘が、実施機関からなされており、当審査会でもこうした問題への対応の検討に迫られる実施機関の現状が認められたところである。

現行条例は、請求回数や請求情報量について何ら制限を設けていない。これは自己情報への開示請求権を保障するという考え方に適うものであるから、実施機関は、頻繁に請求されること、請求情報量が多いことを理由に、開示請求を拒むことはできないというべきであり、これを制限するような規定を設けるべきではない。

第一に、実施機関が現に特定の個人について大量の記録情報を保有しているのであれば、本人

からの開示請求に応じるべきは当然である。また、開示請求者は、実施機関がどのような個人情報をもどのように利用し、どこで管理しているのかを把握することは困難であり、場合によっては「自分の に関する一切の記録情報」というような請求をせざるを得ないこともある。

これに対応するために実施機関において特定個人の記録情報の検索に著しい困難をきたすということはある。実施機関が問題にしているのは、まさにこの点である。このうち、本来、特定個人の記録情報としてまとめて保管しておくべきものをまとめておかなかったという場合については、実施機関の責任において検索事務を行うべきであって、開示請求を拒否することはできないというべきである。

検索が困難な場合として考えられるのは、特定個人の記録情報としてまとまっているものではなく、他の記録のなかに散在している場合である。このような記録情報について正確な検索を行うことは極めて困難な作業である。「実施機関が保有する情報のなかに記録されている私の個人情報」について開示請求されると、このような事態になる。実施機関としては請求者に請求対象情報を特定するための協力をし、請求対象の特定に努めるべきである。ここで請求対象が特定できれば、他の場合と同じように対応すればよい。特定ができない、実施機関の補正要求に開示請求者が応じないという場合には、「文書の特定がなされない不適法な請求」として却下すべきである。また、このような極端な事例でない場合でも、実施機関は、開示請求者が開示を望む記録情報をより特定するために、必要な情報提供を行い、文書の特定に努める必要があることは言うまでもない。

もっとも、特定の人が頻繁に網羅的な請求をすることは、ときとして実施機関との関係で何らかの対立感情を抱いていることがあるので、そのような場合には、開示請求手続の範囲での対応にとどまらず、実施機関への対立感情の原因を聴き、実施機関として改善すべき点があれば改善するなどして対立感情を解消するよう努めるべきであろう。

### 3 民間事業者における個人情報保護

民間事業者については、個人情報保護法の趣旨を踏まえて、県は広く民間事業者の自主的な個人情報保護活動に協力し、支援すべきである。

個人情報保護の必要性は行政機関と住民との関係だけではない。私人間における個人情報保護の必要性も高い。現行条例もこの点を意識して民間事業者に関する規定(第3章)を設けている。昨年5月に個人情報保護法が成立したことで、5,000件以上の個人情報を含む個人情報データベースを事業の用に供している事業者は個人情報取扱事業者として直接法の適用を受けるようになるものの、5,000人未満の個人情報データベースを保有している事業者については法の適用を受けないため、引き続き、県として事業者の個人情報保護の取り組みを支援する必要がある。

同法中、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」(第5条)と位置付けられており、個人情報の適正な取扱いを確保するために区域内の事業者や住民に対する支援や苦情処理のあっせんに必要な措置を講ずる等の努力義務が規定されている(第12条、第13条)。このかぎりにおいても県の果たすべき役割は大きい。

しかし、ここで注意すべきは、対民間との関係で県に主に求められていることは「上からの規制」ではなく、協力ないし支援だということである。この点が行政機関に対する規制と本質的に異なる点である。なぜこのような差異が生じるのかと言えば、個人情報保護との関係で対立するものが私人間における情報の流通、すなわち表現活動であり、民主主義に深く関わるからである。

私人間においては自由が最大限尊重され極力権力介入をしないことが、個々人の幸福追求権を尊重することに繋がるだけでなく、民主主義の発展充実にも寄与するのである。

したがって、協力や支援の内容は文字通りでなければならず、「協力」「支援」の名において不当な介入になるようなことを行ってはならない。

さらに言えば、今日、国においても地方自治体においても個人情報管理に関して民間事業者が深く関わっているのが現実で、個人情報の保護に対する考えないし実践について、行政機関がすべてにおいて民間事業者に優越しているとはとても言えない状況である。上記の問題に加えてこの現実を踏まえるならば、これからの行政機関は民間事業者とともに個人情報保護のありようを一緒に模索し実践していく関係にあると考えるべきであろう。

このように民間事業者との関係では考慮すべき重要な問題があるだけに、当審査会では、長野県内の民間事業者との意見交換を十分に行った上で、適切な改正案を提案したいと考えたが、この間、当審査会のスケジュール上の都合から、民間事業者との意見交換の場を設けることができなかったため、今回の意見書では、具体的な改正案を提案していない。

しかし、現行条例第3章の規定は、以上のような考えのもとに運用することが十分に可能であるので、当分の間、これらの規定で対応することとされたい。

## 長野県個人情報保護審査会委員名簿

役 職	氏 名	職 業	備 考
会 長	清 水 勉 <small>しみず つとむ</small>	弁護士	
会長職務 代理者	野 村 武 司 <small>のむら たけし</small>	獨協大学法科大学院教授	
委 員	樽 川 通 子 <small>たるかわ みちこ</small>	女性議員をふやすネットワーク 「しなの」会長 長野県監査委員	
委 員	二 関 辰 郎 <small>にのせき たつろう</small>	弁護士	
委 員	三 木 由 希 子 <small>みき ゆきこ</small>	NPO法人情報公開クリアリング ハウス室長	

（敬称略）